

タイトル	エネルギー革命の経営史研究
著者	大場，四千男
引用	北海学園大学学園論集，141：41-89
発行日	2009-09-25

エネルギー革命の経営史研究

大 場 四 千 男

目 次

はじめに

1 章 復興期から昭和 30 年代前半の石炭革命

2 章 昭和 20 年代から 40 年代前半の石油革命

1 節 出光佐三の石油業への進出

(一) 中国大陸への石油事業の拡大

(二) GHQ の石油政策と出光佐三

(三) カルテックスとの資本提携交渉

(四) 太平洋岸製油所の再開

2 節 昭和 36 年石油業法と出光佐三の反対

3 節 中近東油田の開発と石油メジャーの輸入原油主義

(一) カルテックスと日本石油の資本提携交渉

(二) スタンヴァックと東亜燃料工業の資本提携交渉

(三) 中近東油田の開発とアメリカ石油メジャーの世界戦略

(四) 戦後復興と石油革命

結び 石炭から石油へのエネルギー革命の転換

はじめに

人類が動物から自立し、類としての人間へ進化したのは、火の発見とその普及であると云われている。その後、類としての人間は火を野生の思考から文明の思考へ拡大し、さらに未来への松^{ない}明^{まつ}としてかかげるのである。まさに、火は人類にとってエネルギー革命の根源であり、豊かな生活の象徴となり、人類の近・現代をエネルギー革命時代として特徴づけるのである。すなわち、第二次世界大戦は日本にとって火の本源である石油を巡る戦争として現われ、エネルギー革命そのものとして意味することになるのであり、まさに火の野生段階の思考の産物であったというこ

とができる。戦後復興はこの火（＝エネルギー）の野生の思考から文明の思考へ転換する契機となり、エネルギー革命における石炭から石油への移行となる。したがって、火の現われであるエネルギー革命は昭和30年代に石油革命を、そして昭和40年代に鉄鋼革命、さらに昭和50年代に自動車革命を、21世紀の今日において電力革命を展望させることになるが、まさに文明の思考として表われるのである。以下、エネルギー革命が(1)昭和20年代の石炭革命、(2)昭和30年代の石油革命、(3)昭和40年代の鉄鋼革命、(4)昭和50年代の自動車革命、そして、(5)21世紀の電力革命として文明の思考によって生み出され、発展することになるが、このエネルギー革命の歴史はまさに人類の普遍的な実践知として現われ、人類経営学の論理として切り開かれ、展望されることになるのである。

1章 復興期から昭和30年代前半の石炭革命

復興期におけるエネルギー革命が第一次エネルギーの供給源として石炭を中心とする石炭革命として現われるが、このことは次頁の表-1に見出される。

この表によれば、昭和28年から34年までの日本経済の自立基盤はエネルギー革命における石炭革命によってエネルギーの第一次供給の確立で育まれるのである。すなわち、第一次エネルギーの供給は(1)石炭、(2)石油、(3)電力、(4)その他を主要な源泉とするのであり、それぞれのエネルギーの構成比を見てみると、最大エネルギー供給源は(1)石炭の58パーセント、(2)石油の19パーセント(3)電力の23パーセント等の順位と割合から成っている。次に、この自立基盤の形成期におけるこれらエネルギー源の構成は石炭から石油への転換、つまり、石油革命への移行を漸次、顕現化するのである。したがって、戦後において石炭革命は短期間にその使命を終えることになるが、こうした石炭革命の脆弱性は国内炭の性質にその原因を有するのである。国内炭、とりわけ北海道炭と九州炭とが国内炭の主要な勢力圏を形成するが、北海道炭は北炭夕張炭鉱に代表されるのであるが、弱粘結原料炭として鉄鋼のコークス用炭、高炉炭として使用され、原料炭としての高炭価に支えられることで発展への軌跡を可能にされるが、しかし強粘結原料炭でないところに、その弱さを内包することとなる。他方、九州炭は筑豊炭を中心にする一般炭を主要形態とすることから電力用炭として使用されるが、炭価としてその低カロリーを反映して低炭価を余儀なくされ、その上、原料炭の20パーセントに対し80パーセントの割合を占め、競争の激しさの中で投げ売によってさらに値段を下げ、経営不安を慢性化させるのである。また、筑豊炭田は北海道の夕張、石狩炭田に較べて浅部での埋蔵を中心に賦存しているため、戦時中にほとんど埋り尽され、戦後の発達を限界づけられることになるのである。

こうした石炭革命の中心である北海道炭と九州炭はその弱粘結原料炭として、或いは一般炭として産業の^{こめ}米としての地位を相対的に限界づけられ、^{せば}狭められているところを石油、とりわけ重油の競争に^{さら}晒されることとなるのである。

表 1－石炭革命時代（昭和 28－34 年）

区 分		28	29	30	31	32	33	34
石炭	原料炭	10,629	9,308	9,494	12,508	15,085	12,974	15,328
	一般炭	(5,427)	(4,840)	(5,432)	(6,322)	(7,100)	(6,974)	(10,012)
		25,693	26,091	27,473	29,076	29,800	26,292	27,148
	計	36,322	35,399	36,967	41,584	44,885	39,266	42,476
石油	原油	0	0	0	0	38	7	158
	ガソリン	2,597	2,801	3,202	4,061	4,221	4,989	5,688
	ナフサ	0	0	0	0	0	330	760
	ジェット油	0	0	0	0	0	206	208
	燈油	527	598	691	1,019	1,326	1,492	1,962
	軽油	783	887	1,098	1,251	1,292	1,738	2,120
		(611)	(446)	(437)	(994)	(1,739)	(1,479)	(2,217)
	重油	7,625	7,853	8,436	10,248	11,674	12,395	16,024
	精製ガス	34	100	243	349	478	675	801
	L R G	0	0	0	115	202	262	378
	計	11,566	12,239	13,670	17,043	19,231	22,094	28,099
電力		(1,480)	(1,617)	(1,754)	(1,934)	(1,907)	(1,831)	(2,315)
		14,384	15,220	16,884	19,432	21,934	23,403	27,257
その他		1,002	1,012	1,055	1,226	1,465	1,594	1,754
合計		63,274	63,870	68,594	19,285	87,515	86,357	99,586
構成比 (%)	石炭	57.4	55.4	54.0	52.3	51.3	45.5	42.6
	石油	18.3	19.2	19.9	21.5	22.0	25.6	28.2
	電力	22.7	23.8	24.6	24.7	25.0	27.1	27.4
	その他	1.6	1.6	1.5	1.5	1.7	1.8	1.8
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(注) 1. 石炭および石油欄の（ ）内は電気事業向けで外数

2. 電力欄の（ ）内は自家用火力発電分で外数

（「電源開発のあゆみ」（日本電気協会），246 頁より引用）

次に、石炭革命が産業の^{こめ}米として産業のエネルギー源として石炭を安定的に供給する結果、石炭は、産業構造の生命線となり、その高度な発達を育くむのである。このことは次頁の表 2－産業別石炭消費の構造に示される。

この表-2 によれば、石炭消費の多い産業のうち上位の 6 部門は昭和 31 年の場合、(1)電力 16.6 パーセント（国内炭 857 万トン，輸入炭 4 万トン），(2)鉄鋼 15 パーセント（国内炭 517 万トン，輸入炭 314 万トン），(3)運輸 8.9 パーセント（国内炭 495 万トン），(4)化学工業 8.8 パーセント（国内炭 474 万トン，輸入炭 12 万トン），(5)ガス 7.2 パーセント（国内炭 357 万トン，輸入炭 44 万トン），(6)セメント（国内炭 365 万トン，輸入炭 1 万トン）となり、31 年度国内炭の、5,137 万トンのうち、3,068 万トン、つまり 60 パーセントを占めている。次に、34 年度の石炭消費上位 6 大産業は、(1)電力 20.5 パーセント（国内炭 1,370 万トン，輸入炭 1 万トン），(2)鉄鋼 16.9 パーセント（国内炭 576 万トン，輸入炭 452 万トン），(3)運輸 8.3 パーセント（国内炭 439 万トン），(4)ガス 8 パーセント（国内炭 423 万トン，輸入炭 63 万トン），(5)化学工業 7.8 パーセント（国内炭 432 万トン，輸入炭 17 万トン），(6)セメント 6.3 パーセント（国内炭 382 万トン，輸入炭 1,000 トン）

表2 産業別石炭消費の構造 (単位千t)

	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度(計画)
電力	※ 43 8,576 (15.6)	※ 545 9,360 (17.3)	※ 66 9,537 (18.2)	※ 10 13,708 (20.5)	※ 50 16,573 (24.8)	※ 9 17,129 (24.4)	19,396 (26.5)
ガス	※ 440 3,570 (7.2)	※ 675 3,818 (7.9)	※ 722 3,539 (8.1)	※ 631 4,238 (8.0)	※ 861 4,364 (7.8)	※ 908 3,967 (7.0)	※ 885 3,904 (6.5)
運輸部門	4,957 (8.9)	4,760 (8.3)	4,391 (8.3)	4,216 (6.9)	3,790 (5.7)	3,469 (4.9)	3,391 (4.6)
食料品	※ 10 1,659 (3.0)	※ 18 1,666 (2.9)	※ 17 1,525 (2.9)	※ 16 1,512 (2.5)	※ 26 1,475 (2.2)	※ 22 1,381 (2.0)	※ 22 1,288 (1.8)
パルプ紙	2,493 (4.5)	※ 15 2,469 (4.4)	2,177 (4.1)	2,565 (4.2)	※ 14 2,666 (4.0)	※ 7 2,574 (3.7)	2,480 (3.4)
繊維工業	3,469 (6.3)	※ 20 3,245 (5.7)	2,666 (5.1)	2,960 (4.9)	※ 43 3,099 (4.7)	※ 58 2,807 (4.1)	2,550 (3.5)
化学工業	※ 122 4,747 (8.8)	※ 141 4,907 (8.8)	※ 112 4,445 (8.6)	※ 111 4,665 (7.8)	※ 179 4,322 (6.7)	※ 326 3,881 (6.0)	※ 358 3,464 (5.2)
コークス	※ 66 1,141 (2.2)	※ 133 1,363 (2.6)	※ 161 1,139 (2.5)	※ 211 1,250 (2.4)	※ 446 1,130 (2.3)	※ 341 1,371 (2.4)	※ 362 1,636 (2.7)
煉豆炭 その他製品	※ 176 2,265 (4.4)	※ 252 2,188 (4.3)	※ 154 2,155 (4.4)	※ 159 2,318 (4.1)	※ 274 2,890 (4.7)	※ 320 3,156 (5.0)	※ 313 3,222 (4.9)
セメント	※ 15 3,657 (6.6)	※ 124 3,606 (6.5)	※ 5 3,352 (6.4)	※ 1 3,825 (6.3)	※ 114 4,181 (6.4)	※ 125 3,917 (5.8)	※ 120 3,326 (4.8)
その他窯業	※ 7 1,765 (3.2)	※ 25 1,760 (3.1)	※ 27 1,292 (2.5)	※ 30 1,307 (2.2)	※ 63 1,212 (1.9)	※ 135 1,068 (1.7)	※ 148 968 (1.5)
鉄鋼	※ 3,148 5,177 (15.0)	※ 3,550 5,★51 (15.0)	※ 3,634 4,802 (16.0)	※ 4,529 5,765 (16.9)	※ 6,256 6,022 (18.3)	※ 9,397 6,673 (22.9)	※11,488 7,158 (25.4)
製造業その他	※ 6 1,699 (3.1)	※ 25 1,573 (2.8)	※ 7 1,260 (2.4)	※ 4 1,380 (2.3)	※ 19 1,306 (2.0)	※ 30 1,155 (1.7)	※ 25 1,023 (1.4)
その他部門	※ 4 6,200 (11.2)	※ 11 5,923 (10.4)	5,538 (10.5)	5,459 (9.0)	※ 4 5,711 (8.5)	※ 184 5,684 (8.4)	5,730 (7.8)
総計	※ 4,037 51,375 (100.0)	※ 5,534 51,689 (100.0)	※ 4,905 47,818 (100.0)	※ 5,702 55,168 (100.0)	※ 8,349 58,741 (100.0)	※11,862 58,232 (100.0)	※13,721 59,536 (100.0)
雑炭その他	(-)2,540	(-)3,479	(-)2,784	(-)3,181	(-)4,852	(-)4,543	(-)5,200
再計	※ 4,037 48,835	※ 5,534 48,210	※ 4,905 45,034	※ 5,702 51,987	※ 8,349 53,889	※11,862 53,689	※13,721 54,336

註1. ※印は輸入炭で外数である。2. 36年度実績は一部推定を含む。3. 本年は石炭局が作成したものである。
(通産省資料より引用)

となり、34年度国内炭5,566万トンのうち、3,259万トン、つまり、59パーセントを占める。31年度に対して34年度の石炭消費の産業別特徴は、(1)相対的に石炭消費量を3,068万トンから3,259万トンへ、10パーセントの増大を示し、(2)石炭消費上位に化学工業が新しく加わり、代りにセメントが姿を消したことであり、(3)輸入炭が急増し、31年の400万トンから、35年の834万トンへ、つまり2倍の伸びであった。この表から既に、国内炭は輸入炭の競争に晒され、国内市場を縮小しつつあることが窺える。前に述べたように、国内炭、特に夕張炭、三池炭は弱粘結炭のため鉄鋼の求める強粘結原料炭に対して主に米国炭及び中国の開平炭等に対して競争力を弱めるのである。それゆえ、政府は鉄鋼業、ガス、コークス業の求める強粘結炭の輸入を自由化し、

消費者のエネルギー自由選択制へ移行することでこれら産業の需要と国際競争力を強化しようとする自由貿易主義を開放政策として掲げるのであるが、他方、国内炭の国内市場を保護するため、国内市場の一般炭を国内炭の主要市場として確立するため一般炭の輸入を原則禁止する鎖国政策＝石炭政策を打ち出すのである。こうした一般炭市場を外国との競争から守って保護し、強粘結炭は外国市場に開放する政府の石炭政策は既に、昭和30年9月1日に施行される「石炭鉱業合理化臨時措置法」の立法精神となり、その後、有沢広己石炭鉱業調査団の提案する一連の石炭政策（第一次～第九次）の骨子となる。

したがって、表-2に示されているように、電力炭（一般炭）と鉄鋼の強粘結炭の動きはこの時期の石炭革命を崩壊させる原因となり、次の石油革命へ移行する動きをなすのである。

すなわち、電力業が昭和28年の炭労の113日スト、31年のスエズ動乱のため石炭不足となり、輸入炭（一般炭）を32年に545,000トンへ急増したが、34年には政府は輸入を1万トンに減少させる。他方、鉄鋼業は強粘結炭の輸入を31年の314万トンから34年452万トン、35年625万トン、さらに、36年939万トンへ実に3倍に急増させ、輸入自由化の先兵として日本のエネルギー革命を誘導し、世界の自由主義経済への中心に組み入れられるのである。

石炭革命は石炭消費の上位6大産業に対して国内炭の安定供給として第一次エネルギーの供給を確立し、日本経済の自立基盤を国内エネルギーで充たし、高度経済成長への舞台を準備することで一応の歴史的役割を果たし、次の石油市場へバトンタッチするのである。

石炭革命が昭和22年の傾斜生産方式で鉄鋼と石炭を軸にする拡大再生産で日本の復興経済を立ちあがらせ、さらに、その安価なエネルギーを供給源にして、石炭消費上位六大産業を中心にして昭和27年から34年にかけて自立基盤を形成したことは、前述したところであるが、次頁の表3－石炭革命期の配炭別産業構造に示される。

この表-3は、前の表-2と比較し石炭革命の様相について次の2点の相違を示している。

第1は、昭和21年から24年にかけての復興期における最大の石炭消費部門が運輸業の国鉄であり、D51を中心にする蒸気機関車の燃料源として石炭を消費している点である。すなわち、昭和21年の国内炭は2,238万トンで、そのうち国鉄は650万トンで3割弱の石炭消費であり、22年で23パーセント、23年20パーセント、24年16パーセントの石炭消費を示す。昭和30年代に国鉄は電化を進め、輸送の近代化と大量輸送を蒸気機関車から電気機関車へ転換することで石炭市場から姿を消していくのであるが、昭和31年に石炭消費の第3位、34年に5位へと後退していく。第2は石炭と鉄の傾斜生産方式が石炭革命の起点であったが、この石炭と鉄鋼の同盟は復興期に確立されるが、次の自立基盤期にその絆を弱め、解体を迎える点である。すなわち、鉄鋼業は昭和21年144万トンの石炭消費で全体の1パーセント弱であったが22年8パーセント、23年11パーセント、そして、24年14パーセントへ上昇し、電力業を抜いて石炭消費の第1位へ昇りつめるのである。まさに、石炭と鉄の傾斜生産が復興期の拡大再生産を推進するエンジンとなる。この石炭と鉄の傾斜生産は自立基盤の拡大再生産として維持され続け、昭和27年から34年迄の

表3－石炭革命期の配炭別産業構造 (単位千t)

産業別 年度別	非 産 業 用							計(A)
	山元消費	国 鉄	船舶燃料	電 力	瓦 斯 コークス	輸 出	其 他	
21	2,367	6,507	858	1,065	1,397	758	3,003	15,955
22	2,562	6,751	1,182	2,476	1,848	891	3,931	19,641
23	2,827	7,216	1,404	3,977	(114) 2,548	1,232	(3) 3,800	(117) 23,004
24	2,966	5,988	1,193	2,819	(38) 3,129	606	3,971	(38) 20,672
25	2,847	4,964	1,314	3,979	(100) 3,192	467	5,608	(100) 22,371
26	2,704	(33) 5,323	1,379	(218) 6,089	(399) 4,129	1,046	(15) 6,004	(665) 26,774
27	2,516	(120) 5,206	1,056	(184) 6,400	(852) 4,014	547	(115) 5,704	(1,271) 25,443
28	2,491	(50) 4,744	803	(19) 6,300	(851) 4,168	579	(199) 6,230	(1,119) 25,315
産業別 年度別	産 業 用							合 計 (A) + (B)
	鉄 鋼	化学工業	窯 業	紙パルプ	繊維工業	其 他	計(B)	
21	1,448	1,917	806	324	413	1,526	6,434	22,389
22	(81) 2,347	2,584	1,101	447	723	1,941	(81) 9,143	(81) 28,784
23	(1,232) 3,878	(92) 3,400	(3) 1,743	708	(5) 1,145	2,463	(1,332) 13,337	(1,449) 36,341
24	(1,180) 5,051	(126) 3,623	2,019	895	1,022	1,944	(1,306) 14,554	(1,344) 35,226
25	(889) 5,756	(7) 4,195	2,790	1,240	1,331	2,727	(896) 18,039	(996) 40,410
26	(1,906) 7,732	(35) 5,027	(79) 3,750	1,704	1,635	(2) 3,274	(1,962) 23,062	(2,627) 49,836
27	(2,656) 7,016	(16) 4,518	(44) 3,402	(1) 1,673	(5) 1,423	(27) 2,932	(2,749) 20,964	(4,020) 46,407
28	(2,946) 7,217	(40) 4,631	(31) 3,560	(1) 1,774	(3) 1,431	(13) 2,629	(3,034) 21,242	(4,153) 46,557

(注) 石炭協会調による。21～24年度は配炭公団資料、25年度以降は通産省資料による。()内は輸入炭で各内数を示す。

(『石炭国家統制史』(日本経済研究所)737頁より作成)

日本資本主義編成の基軸部門を形成するのである。すなわち、鉄鋼業は昭和27年に701万トン、28年に721万トンと石炭消費を増大させ、石炭消費の15パーセント、16パーセントを占め、電力業の640万トン(14パーセント)、630万トン(13パーセント)を追い越し、石炭消費第1位を占めるのである。

以上見たように、石炭革命は敗戦後の日本経済の復興期と自立基盤期の昭和34年迄の約14年間展開され、第一次エネルギー供給源としての地位を築き、エネルギー革命を担い続けたが、昭和26年の63日スト、28年の113日ストを続け、エネルギー不足を深刻化させ、高炭価から日本経済の成長にとっての阻害者として見做されるのである。傾斜生産方式に基づく石炭と鉄の同盟は国内炭の脆弱性からその絆を弱め、解体を迎えるのである。

表4－地域別石炭の出炭量（単位千t）

年次	北海道		東 部		西 部		九 州		全 国	
	暦年	年度	暦年	年度	暦年	年度	暦年	年度	暦年	年度
20	9,187	6,972	2,212	1,845	2,136	1,557	16,344	11,961	29,879	22,335
21	5,120	5,802	2,396	2,561	1,694	1,899	11,163	12,261	20,372	22,523
22	7,314	7,746	2,855	3,041	2,360	2,572	14,706	15,976	27,234	29,335
23	8,824	9,272	3,325	3,379	3,064	3,064	18,514	19,078	33,726	34,793
24	10,705	10,603	3,634	3,559	2,977	2,847	20,656	20,287	37,973	37,296
25	11,375	11,569	3,256	3,385	2,454	2,569	21,374	21,807	38,459	39,330
26	12,500	13,680	4,283	4,557	3,195	3,427	23,334	24,826	43,312	46,490
27	12,634	12,821	4,467	4,437	3,080	3,047	23,178	23,442	43,359	43,747
28	13,969	12,844	4,290	4,101	3,367	3,183	24,904	23,410	46,530	43,538

（注）暦年は通産省「石炭統計年報」、年度は石炭協会資料による。

（『石炭国家統制史』，740 頁より引用）

石炭革命は、前述したように北海道炭と九州炭を両輪にして展開されるが、このことは表4－地域別石炭の出炭量に示される。

この表-4 によれば、国内出炭は昭和20年で2,233万トンで、このうち北海道で31パーセント、九州で54パーセントを占めている。さらに、昭和28年では4,353万トンであるが、このうち北海道が32パーセント、九州は54パーセントとなり、北海道炭が割合を高め、九州の停滞傾向と対照性を示す。すなわち、北海道炭は昭和20年の697万トンが、28年に1,284万トンへ、1.8倍の伸び率であったのに対し、九州炭では1,196万トンから2,341万トンへ、1.9倍の伸び率である。

次の表5－「炭種別出炭の推移」は国内炭の種類別表示である。

表-5では炭種は、(1)原料炭、(2)コークス炭(瓦斯発生炉炭)、(3)一般炭、(4)無煙炭、そして(5)煽石との5種類に分類される。それゆえ、原料炭は(1)の弱粘結炭(代表は夕張炭)、(2)の瓦斯発生炉

表5－炭種別出炭の推移（単位千t）

年次	原 料 炭		瓦斯発生炉炭		一 般 炭		無 煙 炭		煽 石		合計
	暦年	年度	暦年	年度	暦年	年度	暦年	年度	暦年	年度	
20	……	5,557	……	2,149	……	14,204	……	350	……	74	22,335
21	3,913	4,164	1,680	1,632	14,232	16,069	433	492	114	166	22,523
22	4,916	5,550	1,387	1,502	19,983	21,304	646	706	254	273	29,335
23	6,522	6,781	2,051	2,248	24,005	24,587	846	862	302	315	34,793
24	7,714	7,455	2,842	2,887	26,411	26,058	774	712	232	184	37,296
25	7,141	7,015	2,842	2,762	27,694	28,750	686	719	95	84	39,330
26	6,951	7,386	2,922	3,103	32,350	34,805	944	1,034	144	162	46,490
27	6,416	6,524	2,476	2,426	33,302	33,639	1,013	1,011	152	147	43,747
28	7,667	7,354	2,244	1,879	35,364	33,064	1,102	1,090	154	151	43,538

（注）暦年は通産省「石炭統計年報」、年度は石炭協会資料による。一般炭は25年以降微粉炭をふくむ。

（『石炭国家統制史』，740 頁より引用）

炭(強粘結炭, 代表は三池炭, 鹿町炭)の2種類であり, 一般炭との比率を見てみると, 昭和21年36パーセント, 26年22パーセント, さらに28年21パーセントへ傾向的減少を示している。これに対して, 一般炭(その中心は電力炭)は, 21年71パーセント, 26年75パーセント, さらに28年76パーセントと傾向的増加となる。前述したように, 世界的傾向と一致する原料炭が20パーセント, そして, 一般炭は80パーセントの割合を国内炭の場合にも見られる。こうした炭種の割合とその構成は産業構造, さらに日本経済のエネルギー構造にとって何を意味するのであろうか。前に述べたように, 強粘結炭, コークス炭が国内炭において絶対的に不足し, このため鉄鋼業, コークス業を拡大再生産するためにはそのエネルギー源として輸入原料炭, 或いは重油に依存せざるを得ず, その数量不足のため非弾力価格性から高炭価を形成せざるを得ないこととなるのである。復興期における輸入炭は表6－復興期輸入炭の推移に示される

この表-6から窺えるように, 輸入炭は昭和21年の9万トンから28年の417万トンへ46倍の伸びとなり, 重油と合わせて国内炭への競争を強め, 日本の石炭市場に楔を打ち込み, と同時に, 傾斜生産での鉄鋼の立ち上げを誘導し, 鉄鋼業の輸入炭依存を深めるのである。こうした輸入炭と重油がアメリカ市場から主要に供給されることから, 石炭鉱業と石油産業はアメリカ資本と技術, 及び資源を復興市場の中心に据えることで外資導入と輸入自由化体制を他産業に対していち早く先取りするという特異な歩みを開始するのである。とりわけ, アメリカの石油メジャーは対日援助物資としての石油, 重油を供給することで日本の石油会社へ資本参加を進め, さらに石油製油プラントの建設資金と技術援助を行い, 日本の石油市場を掌握することになるが, また, 中近東の石油を安価に供給することで石油革命を本格的に推進する遠因ともなるのである。

表6－復興期輸入炭の推移

年度	年鑑 稼働 炭坑数	出炭(万トン)			輸入炭 (万トン)	需 要 (万トン)	労務者数 (千人)	能率トン/人/月			重油(万kℓ)		
		大手	中小	計				大手	中小	計	生産	輸入	販売
9				3,593	534	4,156	169			17.8			
10				3,776	525	4,497	175			18.0			
11				4,180	636	4,920	198			17.6			
19	440	3,922	1,012	4,934	325	5,115	419			10.2			
20	392	1,781	452	2,233	30	2,492	281			5.6			
21	407	1,660	592	2,252	—	2,239	371			5.5			
22	497	2,121	812	2,933	9	2,870	455			5.8			
23	628	2,426	1,053	3,479	148	3,634	446			6.4			
24	803	2,662	1,068	3,730	122	3,523	379			8.3			
25	781	2,829	1,104	3,933	100	4,041	348	9.2	9.1	9.1	81	54	111
26	882	2,233	1,416	4,649	263	4,984	370	11.3	10.3	11.0	135	97	184
27	979	2,899	1,476	4,375	404	4,641	368	10.2	9.5	10.0	233	83	312
28	945	2,894	1,460	4,354	417	4,656	312	11.3	10.4	11.0	290	258	507

(注) 労務者数は年度末人員。重油統計は歴年である。

資料 石炭協会統計総覧

(『石炭鉱業合理化政策史』38頁より引用)

表7 輸入炭と国内炭の価格比較（単位：トン当たりドル）

年別	米国炭(東海炭積出分)			国内炭(弱粘結炭)	
	F. O. B	Freight	C. I. F (円換算)	京浜市場 C. I. F (ドル)	(円換算)
26	9.5~11.0	17.0~21.0	(9,540~11,520 円) 26.5~32.0	20.0	7,200 円
27	9.4~10.0	7.9~11.1	(6,228~ 7,596 円) 17.3~21.1	21.7	7,812
28	9.3~ 9.5	7.2~ 9.8	(5,940~ 6,948 円) 16.5~19.3	20.4	7,344

資料 石炭協会(1ドル, 360円)
 (『石炭鉱業合理化政策史』36頁より引用)

次に、アメリカ炭が輸入炭の中心になった最大の理由は強粘結炭であることに由来するのであり、高炉の銑鉄生産の主要原料として不可欠な原料炭であるからである。表-6 から示されるように、アメリカ原料炭の輸入増加は漸次国内炭の高炭価を青天白日に晒すことになるのであるが、このことは表7 輸入炭と国内炭の価格比較によって明らかとなる。

表-7 に示されているように、国内炭(弱粘結炭)は昭和26年20ドル/トン(円換算7,200円)、27年21ドル/トン(7,812円)、そして、28年20ドル/トン(7,344円)と7,000円台を上下する。他方、米国炭(強粘結炭)はCIF価格(港渡し)で昭和26年26.5~32ドル/トン(円換算9,540円~1,1520円)と高炭価であったが、27年17.3~21.1ドル/トン、さらに、28年16.5~19.3ドル/トン(5,948円~6,948円)と低価格へ下落するのである。

したがって、鉄鋼業はこうした国内炭の高炭価の影響を受け、国際競争力を強めるべく効率的な規模の経済を追求するため大型ユニットとしての新鋭臨海製鉄所の一貫垂直的統合(日本的経営)を追及し、と同時に、脱国内炭への道として燃料比の低減としての合理化を強化する道を余儀なくされ、鉄鋼革命の展望を昭和40年代に切り開こうとする。

復興が国内炭を第一次エネルギー供給源とする石炭革命で果されるが、しかし、アメリカ炭は日本の石炭市場に輸入自由化され、とりわけ鉄鋼業の強粘結炭市場を独占的に掌握し、石炭革命のもう一つの柱として確立することになり、石炭市場の二重構造を土台とする石炭革命の表と裏の関係を形成することになる。しかし、国内炭は昭和30年代から40年代にかけ石炭革命の表の側面を漸次弱め、輸入炭に取って替わられ、静かな軟着陸を国策(石炭政策)として推進される運命となる。

前掲の表1と表3とを比較すると、石炭革命は産業別配炭を通して第一次エネルギーを供給し、産業構造のエネルギー源として確立していることが窺える。すなわち、表3が主に復興期の産業別配炭を表わし、表-4は自立基盤形成期の産業別配炭を示し、この両時期に恒る大きな変化は石炭市場の変化であり、石炭革命の深まりである。復興期から自立基盤形成期への発達は産業別配炭から見れば、石炭消費額の上位5部門に集中される。復興期での産業別配炭5大部門は昭和27年を見てみると、(1)鉄鋼701万トン+輸入炭265万トン、(2)電力640万トン+輸入炭18万ト

ン、(3)国鉄 520 万トン、(4)化学工業 451 万トン、(5)瓦斯コークス 401 万トンであった。自立基盤形成期では、昭和 34 年を取りあげると、(1)電力 1,370 万トン、(2)鉄鋼 576 万トン、(3)化学部門 466 万トン、(4)運輸(国鉄) 421 万トン、(5)ガス 423 万トンの石炭消費高である。したがって、この両時期における石炭革命は、第 1 に鉄鋼から電力への重点の移動である。鉄鋼業は、国内炭 576 万トン、輸入炭 452 万トンの石炭消費高で、国内炭の減少と輸入炭の増大とを対照的に展開させ、27 年に対して 34 年の石炭消費高の伸び率 106 パーセントで停滞傾向を示している。この停滞は主に(1)米国炭の高炭価、(2)国内炭の高炭価、(3)平炉、圧延工程の合理化集中による量産化体制の形成等によるのであり、燃料比、コークス比、そして出銑比の低下を引き起こす技術革新と高炉大型化とを中心にする鉄鋼革命が脱石炭の形を取り、石炭代替としての重油の使用で果される昭和 40 年代にまで発展を先送りしなければならなかったのである。石炭消費高で首位に立つ電力はまさに水主火従から火主水従への転換を、(1)石炭火力発電所の建設、(2)重油専焼火力発電所の新設を昭和 30 年代から 40 年代にかけて一挙に実現し、さらに原子力発電所を開始し、電力革命の時代を迎える。電力業は昭和 26 年に電力再編成を実現し、九電力会社と電源開発(株)を両論にする電力革命への離陸を石炭消費高の最大部門に成長することで実現する。鉄鋼業の停滞に対し、この両時期において電力業は石炭消費高で 27 年の 640 万トンから 34 年の 1,370 万トンへ、214 パーセントの伸び率となり、驚異的な成長となる。

石炭革命の第 2 の特徴は、産業別配炭から見ると、その石炭市場を運輸部門の国鉄から産業部門へ移行し、産業部門への配炭をより大規模に且つ、より深く進行させ、電力、鉄鋼、化学部門、ガス業へのエネルギー源、つまり、産業の「^{こめ}米」として位置づけられるのである。このことは次頁の表 8－エネルギー革命の産業連関に示される。

この表-8 によれば、エネルギー源としての(1)石油、(2)石炭、及び(3)電力の投入係数(他産業からの直接購入する比率)を見てみると、(1)石油産業は国内諸産業から直接購入する比率が 11.8 パーセントで、輸入比率 51.55 パーセントとなるが、この結果、付加価値 36.64 パーセントをあげるものであり、国内の他産業依存を低くしている点を特色とする。(2)石炭鉱業の場合は国内諸産業からの直接購入率が 34.55 パーセントで石油に対して 3 倍の高い他産業依存率となり、輸入比率 5 パーセントで、この結果 65 パーセント弱の付加価値をあげている。(3)電力業は国内の他産業からの直接購入率 52 パーセントで、石炭より高い割合であるが、輸入比率^ろで、完全な内需型産業となっているが、この結果付加価値 48 パーセントである。エネルギー革命が国内産業に波及する高さが、電力の 52 パーセント、石炭の 35 パーセント、そして石油の 12 パーセントの順位となり、電力革命の波及度は高く、次に石炭革命と続き、石油革命の低さと順位づけられる。次に、石油、石炭及び電力のエネルギー市場の深さは「産業の^{こめ}米」(＝販路構成)として表されることになるが、このことは、次頁の表 9－エネルギー市場の販路構成に示される。

この表-9 に示されるように、エネルギー源としての石油、石炭及び電力は、エネルギーの需要＝

表 8－昭和 30 年エネルギー革命の産業連関
（原価構成など）

購入者 販売者	石 油	石 炭	電 力
農 林 漁 業	—	3.01999	0.41848
鉱 業	0.06294	—	—
石 炭	0.00212	1.27119	17.48634
ガ ス	0.01909	—	—
石 炭 製 品	—	0.01549	0.46844
石 油 製 品	3.50114	0.56722	2.17673
鉄 鋼	—	1.91789	1.57883
鉄 鋼 製 品	1.45321	2.09843	0.25947
非 鉄 金 属	—	0.13406	3.15711
機 械	0.00354	1.56221	0.84877
紙 印 刷	0.33166	0.03234	0.13645
木 製 品	0.14850	0.93234	1.76094
グ ム 製 品	0.28357	0.13121	0.28472
織 維 製 品	0.10395	0.11115	0.17137
化学及化学製品	1.84851	1.75419	0.29331
窯 業 製 品	0.08274	0.17313	0.24174
その他の製造業	0.16689	0.21220	0.26323
電 力	0.25953	4.42187	1.19688
商 業	0.43773	0.94312	1.98334
運 輸	0.34863	1.83032	3.00401
通 信	0.31469	0.07478	0.26914
建 設	0.28569	2.22306	1.50093
サ ー ビ ス	0.39177	0.45472	1.00725
家 計 外 消 費	1.16964	3.93751	2.77785
分 類 不 明	0.59331	6.23198	10.74397
中 間 計	11.80885	34.55040	52.02930
非 競 争 輸 入	51.54974	0.52410	—
付 加 価 値	36.64141	64.92550	47.97070

(注) 単位%

出所『産業白書』170 ページの第 75 表による。

(井口東輔編著『日本石油産業発達史』(交詢社出版局) 493 頁より作製)

表 9－エネルギー市場の販路構成 (%)

販路 業種	産業 (中間需要)			最終需要				
	自部門	他部門	計	家計	固定 資本	輸出	その他	計
石油製品	2.8	86.2	89.0	5.0	—	1.2	4.8	11.0
石 炭	1.3	89.4	90.7	3.1	—	0.4	5.8	9.3
電 力	1.2	67.4	68.6	29.3	—	—	2.1	31.4
全 産 業	12.1	42.4	54.5	26.1	7.6	6.1	5.7	45.5

(『日本石油産業発達史』 483 頁より作製)

販路を(1)中間需要と(2)最終需要との2つから構成されるが、そのうち(1)石油は国内産業に86パーセントを売り、残り11パーセントを最終需要の家庭等に販売する。(2)石炭は国内産業の中間需要として91パーセント、そして最終需要での9パーセントを販路とする。また、(3)電力の場合、産業の中間需要は69パーセントで電力の販売となり、最終需要は31パーセントで家庭の電気となる。

エネルギー源としての石油、石炭及び電力が国内産業の中間需要を市場基盤とする場合、エネルギー源としての市場の深まりは電力→石炭→石油の順番となり、このことは同時にエネルギー革命が石油革命→石炭革命→電力革命の波及ほど大きくなり、歴史的な長短ともなっている。したがって、石炭革命は中間に位置し、石油革命と電力革命の橋渡しの役割を果たし、三位一体の同時併存性を昭和30年代から40年代にかけて展開するのである。石炭革命が石油革命、或いは電力革命への移行の中で、その歴史的役割を終えるのは、石炭市場が石油によって、さらに電力によって掘り崩され、縮小されることになる。エネルギーとしてこれら石炭、石油、そして電力の競争と共存は、前に掲げた表8に現われている。すなわち、昭和30年のエネルギー革命は、その産業投入係数において、これら三つのエネルギー源の直接購入比率の高い競合産業は、(1)鉄鋼(石油-1.45パーセント、石炭-2.1パーセント、電力-0.26パーセント)、(2)電力(石油-0.26パーセント、石炭-4.42パーセント、電力1.2パーセント)、(3)石炭製品(石油-0.002パーセント、石炭-1.27パーセント、電力-17.5パーセント)、(4)石油製品(石油-3.5パーセント、石炭-0.57パーセント、電力-2.17パーセント)、(5)化学及化学製品(石油-1.8パーセント、石炭-1.75パーセント、電力-0.29パーセント)、(6)運輸(石油-0.34パーセント、石炭-1.8パーセント、電力-3パーセント)等の順位である。したがって、三つのエネルギー源としての石油、石炭、そして電力はこれら国内産業の中間需要を巡って巴えの競争をくりひろげ、優位性を確立しようとする。それゆえ、次に、石油は早くから鉄鋼、電力の石炭市場に進出し、激しい競争の中から石炭を市場から駆逐して石油革命を展開することになるのである。

2章 昭和20年代から40年代前半の石油革命

前に掲げた表8において石炭と電力がエネルギー革命において内需型エネルギーを産業関連のインプット波及効果から明らかにし、他方、石油は第一次エネルギー源として国内の産業中間需要の低さと輸入比率52パーセントの驚異的な高さとなり、外部エネルギー源への依存を大きくする特異なエネルギーであることを浮き彫りにした。この石油エネルギーの外部依存の深さと大きさは石炭と電力の内需依存のエネルギーと対照的な展開であり、ここに石油革命の特異性と脆弱性が刻み込まれるが、その由来は第二次世界大戦の敗戦とその復興におけるGHQの石油政策とアメリカ石油メジャーの世界戦略にあるということが出来る。したがって、石油革命はGHQが占領軍をサンフランシスコ条約で駐留軍として日米軍事同盟の編成軸にしたのに対し、日米経済同

表 10—戦前と戦後の第一次エネルギー供給の比較
(単位：石炭換算 1,000 トン，%)

	12 年度		28 年度		30 年度		35 年度		36 年度	
	数 量	構成比	数 量	構成比	数 量	構成比	数 量	構成比	数 量	構成比
水 力	13,330	17.9	25,800	29.4	29,105	30.5	35,084	22.7	40,774	22.9
石 炭	46,313	62.2	42,772	48.7	41,967	44.0	58,845	38.1	65,088	36.5
生 産	39,465	53.0	38,188	43.5	37,504	40.3	46,668	31.9	51,809	29.1
輸 入	6,848	9.2	4,584	5.2	3,523	3.7	9,567	6.2	13,279	7.4
垂 炭	60	0.1	752	0.9	699	0.7	695	0.5	636	0.4
石 油	7,998	10.8	12,025	13.7	17,082	17.9	53,573	34.7	65,033	36.5
国産原油	561	0.8	483	0.5	509	0.5	892	0.6	1,109	0.6
輸入原油	2,848	3.8	8,759	10.0	13,258	13.9	47,067	30.5	56,003	31.4
製品輸入	4,589	6.2	2,783	3.2	3,315	3.5	5,614	3.6	7,921	4.5
天然ガス	60	0.1	134	0.2	297	0.3	1,119	0.7	1,662	0.9
L P G	—	—	—	—	—	—	—	—	48	—
薪	4,230	5.7	4,220	4.8	4,220	4.4	3,624	2.3	3,500	2.0
木 炭	2,363	3.2	2,036	2.3	2,089	2.2	1,504	1.0	1,361	0.8
合 計	74,354	100.0	87,739	100.0	95,459	100.0	154,444	100.0	178,102	100.0
{ 国産エネルギー	60,069	80.9	71,613	81.6	75,363	78.9	92,196	59.7	100,851	56.6
{ 輸入エネルギー	14,285	19.2	16,126	18.4	20,096	21.1	62,248	40.3	77,251	43.4

(注) LPG の 35 年度は不明である。 出所：通産省編『エネルギー統計集』（1961 年版），その他。

（『日本石油産業発達史』統計表 22 頁より作成）

盟の編成軸の中心に据え、日本経済の心臓部としての役割を負わそうとするのである。それゆえ、石油革命の源流を GHQ の石油政策にまで溯^{さかも}どって明らかにすることが必要となる。エネルギー革命は敗戦を境にして開始されるが、表 10—戦前と戦後の第一次エネルギー供給の比較に示される。

この表-10 から、昭和 12 年における第一次エネルギー供給は(1)石炭 62 パーセント、(2)水力 18 パーセント、(3)石油 11 パーセントを中心にしてなされ、国産エネルギーの 81 パーセント、そして輸入エネルギーの 19 パーセントとで構成され、まさに石炭革命の時代を確立していたといえることができる。また、第一次エネルギーの 11 パーセントを成す石油は、(1)輸入石油製品 57 パーセント、(2)輸入原油 36 パーセント、そして(3)国産石油 7 パーセントとから構成され、輸入石油製品を中心にするモービル、シェルの石油メジャーと輸入原油と国産原油を精製する日本石油、三菱石油、小倉石油、早川石油、愛国石油、丸善石油の民族系石油会社との対立、競争を展開していた。表-10 に依れば、戦後の昭和 28 年における第一次エネルギー供給は、(1)石炭 49 パーセント、(2)水力 29 パーセント、そして(3)石油 14 パーセント、(4)天然ガス 3 パーセントの構成であるが、石炭革命の後退と電力（水力）及石油の拡大を対照的に顕在化させるのである。とりわけ、石油は戦前と大きく変化し、(1)輸入原油 73 パーセント、(2)輸入石油製品 23 パーセント、(3)国産石油 4 パーセントであり、戦前の中心である輸入石油製品に代わり輸入原油 73 パーセントと圧倒的な割合を占め、いわゆる消費地精製主義の石油政策の現われとなっている。石油はここに消費地精製主義に基づく輸入原油を精製し、揮発油、重油、軽油、灯油、ナフサ等の石油製品を第一次エネルギーとして供給するのであり、戦前の輸入石油製品に取って替ったのであり、石油革命の萌

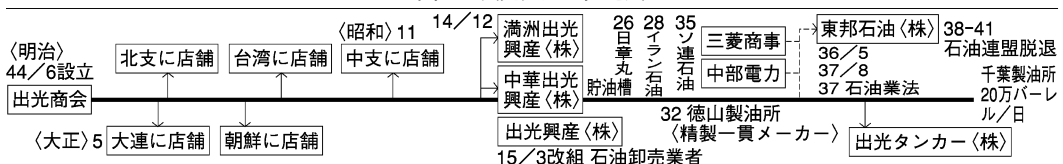
芽的発現形態である。こうした石油革命が石炭革命に代わり、エネルギー革命の中心に発展することは自立基盤形成期における昭和36年の第一次エネルギー供給構成に見出される。すなわち、表10に示されているように、36年の第一次エネルギーは炭主油従から油主炭従へ移行し、固体エネルギーから液体エネルギーへのエネルギー革命の時代、つまり石油革命の時代へ移るのである。第一次エネルギーは、(1)石油36.5パーセント、(2)石炭36.5パーセント、そして(3)水力23パーセントとなる。ここに石油は石炭に追いつき、追い越し始め、石油革命の時代に離陸するのである。ここに至るまで昭和20年から16年間の短期間で石炭革命に替わる石油革命の時代が幕を切って落とされるのである。石炭革命は明治維新政府の官営三池炭鉱の開発から昭和36年迄90年間続いたのであった。しかし、石油革命の時代は昭和36年(1961)から開始され、平成2年(1990)に一次エネルギー供給の56パーセントのピークを迎え、数度の石油危機を経て2006年に44パーセントへ低下し、原子力発電の電力革命へバトンタッチされる推移となる。

石油革命が戦前から戦後への移行の中で、とりわけGHQの占領時代に芽を出し、昭和36年に石炭革命に交替したことは、前述したところであるが、GHQの石油政策の中で^{うぶごえ}産声をあげるに至ったが、この点について出光興産^株の創立者出光佐三の証言を中心に石油革命の歴史とその背景を明らかにする。出光興産を日本石油メジャーの1つに発達させ、と同時に、その出光イズムは日本的経営として結晶化されるのであるが、出光興産の全体像は下の図1－出光興産の発達史に示される。

1節 出光佐三の石油業への進出

出光佐三は神戸大学を卒業すると徒弟奉公をした後、下関で日本石油^株の特約店を設立し、石油事業を開始し、潤滑油、重油を工場、鉄道、漁船に売り、大地域小売主義の経営理念を掲げて、出光興産を日本石油^株に匹敵する日本型石油メジャーに成長することを経営戦略とするのである。出光佐三は日本石油の特約店の枠を越え、全国に販売店を組織するや、次の事業成長として中国大陆に求め、満州、朝鮮、台湾、北支、中支と販売店を拡大するが、国際カルテルのスタンダード・オイル、カルテックス、テキサスとの間で石油市場を巡る熾烈な競争を行い、さらに第二次大戦中、南方軍の要請で南方一帯に石油製品の配給と統制を担当し、日本石油^株を凌ぐ成長を遂げるのである、したがって、出光佐三はこうした日本内地、中国大陆、そして南方圏での石油商売の体験から石油製品、とりわけ重油を安く販売する顧客の立場に立った石油商売を実践す

図1－出光興産の発達史



(『日本石油産業発達史』39頁より加筆し、作製)

ることから、生産者の立場とその利益を優先する国際石油カルテル、日本石油連盟、通産省等と激しく対立し、圧迫を受け、さらに、いじめられ、阻害者扱いを受け、これらの逆境の中から這い上がる人生を生涯の哲学にする異端企業家、或いは政商と見做され、その意味で日本石油史の表と裏を知り尽すのである。したがって、出光佐三はこうした日本石油史の中で人生哲学を『わが六十年間』の中で語り、『日本石油史』、『日本石油百年史』の正統歴史と異なるもう一つの日本石油史を提示するのである。

（一） 中国大陸への石油事業の拡大

出光佐三は日本で出光商会の石油事業を拡大する中で陸軍省の軍人と衝突し、追放される形で中国大陸へ進出し、石油販売を組織すべく、国際石油メジャーと競争を次のように展開し、成功の道を歩むのである。

「それから出光が如何に石油の低廉安定供給のためにカルテルと戦い努力してきたかということを諸君はよく知っていかなきゃならん。これは戦前出光がカルテルの恐しさを支那大陸、朝鮮で知って、死ぬような苦しみをして戦ってきたんだよ。まず朝鮮にどういうふうにしてカルテルが高く油を売っておったかというのと、朝鮮は貧乏国なんだ。そこでまず京城・仁川・元山・平壤というような大都市に金持ちを十二・三人集めて、そこで販売組合をつくらす。そしてそれに一手にまかせるから、あとで他の会社がきて石油を売ろうとしても、売る先きがない。完全に市場が独占され高い値段で売って搾取をする。それを出光が破って値を下げたということなんだ。それから満州はどうかといえば、満州は金持ちは沢山いるから、朝鮮のような方法はとれない。満州は鉄道が唯一の運送機関であるから、スタンダードはいち早く満鉄と契約して、奥地に行くほど運賃を何割引というふうに安くする長距離運賃逓減法というのをとった。そのための海岸近くは他の会社がでて競争できるけれども、奥深く運賃かけて持っていくところはどうしても競争にならない。そうやってスタンダードが独占してしまう。それから今度は支那の天津とか上海とかいうようなところは船もあれば汽車もあっていくらでも奥地に持っていけるから、運賃逓減法は効力がない。しかし石油というのは危険品であるから貯蔵、取扱いの危険地帯の許可を受けなければならない。そしてだいいち船から石油を上げる危険地帯というものを手にいれなきゃならん。その危険地帯を政府と結託してカルテル以外の会社には危険地帯の許可をしないようにした。そして他の石油会社が入ってこないから高く売って搾取するという、そういうあらゆる方法によって独占して高く売っておったんだ。それで戦後、日本に必ずそれをやるだろうというので、私が政府に日本の市場をカルテルに独占されないようにせよという注意をした。ところが国際カルテル会社は大陸で出光にカルテルを破られておるからあいつに石油を扱わずなというので万能の占領軍の力のもとに出光をノックアウトしようとした。同時に他の石油会社を傘下に納め、

そして出光を石油界からノックアウトして、独占しようとしたが、ある事情によって出光が助かって徹底的にカルテルと戦っておるから、今、日本は世界で一番安い原油を買っておる。そしてそれを安く売る。おそらく日本の石油というものは世界で一番安いものである。これは出光がカルテルを引きずりまわして安くさせておるということなんだ。もし出光いなかったならば今頃は高い油を買われ、各会社は先程からいのようにひどい競争をさせられて赤字をだし、そしてカルテルは本国で原油で非常な利益をとっておるということが行なわれていると思うんだが、幸いに出光がここまで生き残ってこのカルテルをうまくリードして、カルテルは日本のために尽くすようになっておる。だから価格を安くし供給を安定するということは、出光がカルテルとの戦いにおいて二十数年間努力してこれをやっておるということを君らはしっかり頭に置いておかなきゃならない。」

(出光佐三『我が六十年間』追補 625-626 頁より引用)

少し長い引用文だが、出光佐三が中国大陸で石油販売網を組織する時に直面するのは国際石油カルテルとの石油市場を巡る競争であり、内地の日本石油(株)の代理店(出光商会)を通して重油、潤滑油を中国大陸に移出して、直接消費者である顧客へ売り込むが、(1)朝鮮で国際石油メジャー系の代理店の地域独占を安い日本の石油で破り、(2)満州で満鉄とスタンダード・オイルとの長距離運賃逓減法に基づく参入障壁を超えて奥地にまで出光商会の販売店を拡大し、さらに満鉄の機関車用に潤滑油を納めるのに成功し、(3)中支ではカルテックスが港湾の貯油槽を独占的に使用し、石油市場を掌握するが、出光佐三はカルテックスの貯油槽を逆に借り受け、石油販売に進出する。

こうして、国際石油メジャーは中国大陸での出光佐三の進出によって「高く売って搾取するという」石油戦略を空洞化され、窮地に追い込まれることで、出光佐三の石油商法に注目するのである。戦時中における中国大陸での国際石油メジャーの「高く売って搾取する」消費地精製主義、或いは輸入原油主義を体験する出光佐三は GHQ の石油政策の中に国際石油メジャーの石油戦略とその危険性を見抜き、日本の石油産業の健全な発達を導くべく全力を注ぎ、国際石油カルテル、GHQ の経済科学局 (ESS)、通産省石油課と対立する決意を固めるのである。国際石油カルテルが GHQ の石油政策に消費地精製主義 (= 輸入原油主義) を採用させ、日本の「石油会社を傘下に納め」、「日本の市場をカルテルによって独占」し、原油を精製して揮発油、重油を「高く売って搾取する」べく日本の石油産業を再編成しようとするのをいち早く出光佐三は見破り、その石油戦略の前に立ち塞がる。すなわち、「カルテルは本国で原油で非常な利益をとっておる」ことが消費地精製主義の本質であるが、こうした原油を高く売するために国際石油カルテルは GHQ の中枢を占め、消費地精製主義をドル節約の名目のもとに日本に採用させようとするのである。

(二) GHQ の石油政策と出光佐三

GHQ (米国占領軍司令部) は占領軍事を担当する参謀部 (General Staff) と占領地民政部を担

当する専門局部（Sperial Staff Sections）との二本柱を中心に組織されている。石油担当は参謀部第四部（G 4）で、その実務をアメリカ石油メジャーの派遣技術者を中心とする石油顧問団（PAG）によって石油政策の立案，企画，実務＝配給，輸入を行い，専門部局の経済科学局（ESS）の石油係と協議し，日本経済の再編成と復興に関与する。この石油顧問団は主にアメリカ石油メジャーであるスタンダード・オイル，スタンダード・ヴァキューム，シェル，カルテックス，タイドウォーター・アソシエテッド，ユニオンによって組織され，と同時に JOSCO（Japan Oil Storage Co・日本石油保管会社）を組織し，日本陸海軍の旧燃料蔵と日本石油横浜製油所，東亜燃料工業の箕島貯油所を営み，軍用油の供給をしていた。出光商会は JOSCO の管理する貯油タンクの清掃業務を引受け，その重油を売って石油事業への足掛りを作った。

石油顧問団が初期において消費者精製主義を石油政策の中心に位置づけ，その実現に向けて経済科学局と協議を行い，日本への輸入原油と輸入石油製品をアメリカから導入し，復興への援助を担当していたことについて出光佐三は次のように明らかにする。

「終戦後すぐは，石油業への復帰はいくら頼んでも認めてもらえず，やむなくラジオ業，印刷業などをやったり，翌年からは旧陸海軍のタンク底にたまった油の集積作業をやるなどして，耐乏の生活をしていたわけだ。占領下の石油政策は GHQ の経済科学局（ESS）と参謀部第四部で担当していたが，実際上は，外国石油会社五社から派遣された人員で組織された石油顧問団（PAG）が動かしていた。ところが出光は，大陸でこれらの国籍石油カルテル会社と戦ってきているから，このさい，日本にまた出光を石油業者として残したならば大変だ，出光をノックアウトしてしまえというのが，占領下の石油政策の根本であった。

それで，出光は何回か圧殺されんとした。第一は，出光に石油業をやらせないということである。昭和二十二年に石油配給公団が出来たが，その原案では，出光を除こうとする条項があって，危うく抹殺されそうになった。ところが幸いにも，後に業者がついていない GHQ 参謀部で，この条項を公平に取り扱い，削ってくれたので，自然に出光が浮かびあがることができた。そのとき経済参謀のほうで口を入れずに，経済科学局のつくった案をそのまま実行しておれば，出光は今日の石油業に戻っていない。そういう非常にきわどいところを歩いてきた。」

（『我が六十年間』追補，345-346 頁より引用）

参謀第四部石油顧問団（PAG）は 2 つの石油政策を進めるが，1 つは日本の経済再編成の基軸に消費地精製主義を導入し，中東のサウジアラビア原油を大量に輸入して復興のエネルギー源に位置づけることと，2 つ目は中国大陆の石油市場を破壊する出光佐三を阻害者として石油業から排除し，抹殺することを「占領下の石油政策の根本」にするのであった。ところが，スタンヴァック（ニュージャージー・スタンダードとソコニー・ヴァキュームの合併会社，スタンヴァックと

略省)の横浜支店長 H. W. ダニエルズは石油顧問団(PAG)のトップにいたが、(1)中国大陸での出光佐三の活躍に注目し、占領下での出光商店の石油販売にアメリカ石油を供給し、その石油事業を開始させ、(2)カルテックスとの合併事業を斡旋するのである。この点について出光佐三は H. W. ダニエルズを恩人として次のように回顧する。

「ダニエルという人は出光のためには、まあずいぶんつくしてくれた。スタンダード、シェル、カルテックス三社が元売会社になって、日本商社はその下で特約店になれという一時期があった。その時でもスタンダードだけはもうすぐ出光には「こことここをお前のところでやれ」といって、電気の店の配置してあるところ八つくらいに石油を提供したね。それでまたあとも考えるからというようなことだった。

ところが、そのときの親会社である日本石油は、なんとかかんとかいうて与えてくれなかったが、スタンダード石油のその厚意には私は実に感謝したよ。このダニエルにはその後アメリカに行くたびに必ず会っているがね。」

(『我が六十年間』348頁より引用)

一方で日本の石油業を再編成し、復興、さらに自立基盤への骨組み築くために、経済科学局(ESS)は戦中の石油統制会を石油公団に編成替えし、その下に、一次、二次、三次の特約店をピラミット型に組織し、ガリオア、エロア資金で買付けたアメリカの原油、重油、揮発油、灯油、軽油等を末端の消費者に迄配給するため、特約代理店を指定しようとし、その指定業者の名簿を作り、実施に踏み切ろうとする。その指定業者リストから出光商会は排除される。その理由は、「引揚業者でも内地に本店をもって外地で活動をしている者は認めない」という内容であったが、出光佐三はこれに抗議し、次のように取り消すように通産省及びGHQに要求する。

「公団発足の第一回の会議があつて、今のような案が出ていて、それを口頭で公団支部が「出光には扱わせん」とやったんだ。そこで出光の地方の店から、「本社は何をしとるか」といつてきたんだ。で、われわれはびっくり、抗議を申し込もうとしているときに、GHQのほうから「『引揚業者でも内地に本社を持って外地で活動している者は認めない』というこの条項はどういうわけか、おかしいじゃないか」といつてくれたので削られた。これは出光が頼んだのではない、向こうから「これは文章がどうもおかしい、何か意味がわからん」ということで削られたんだ。そこで出光が自然に浮かびあがつたんだよ。それだからこれを私はね、公団が出光を毒殺しようとした事件だといふので、毒殺事件という言葉をつかったがね。」

(『我が六十年間』追補353-354頁より引用)

昭和22年6月石油配給公団が設立されたが、経済科学局(ESS)が公団の業務機構と特約代理

店の指名業案を作成したが、参謀 4 部の石油顧問団（PAG）はこの指定業者排除条項に異議を唱えた。この条項が削除されるや、出光商会は指定業者に加えられることになり、民間の石油販売業者としての地位を確立するのである。

次の問題は石油配給公団を解散し、石油販売の自由と競争へ移行する時、石油卸売業者に指名されるかどうかについてである。この石油卸売業者に指名されるには、(1)従来の日本海或いは太平洋沿岸製油所を有しているか、或いは(2)全国の拠点地域に主要輸入基地＝油槽所を有し、石油製品の販売を行うことができるか、の資格を問われることとなる。昭和 23 年石油配給公団は傘下の油槽所を民間に払下げ、その油槽所業務を委託すべく入札にかけるのである。

GHQ、さらに通産省の石油政策を立案し、指令する石油顧問団（Petroleum Advisory Group, PAG）は、昭和 20 年 11 月から 25 年 6 月迄活動を行うが、11 人の役員から構成され、スタンヴァックから 4 人、シェルから 4 人、カルテックスから 2 人、タイドウォーターから 1 人、後にユニオン・オイルから 1 人を加えている。この初代団長はスタンヴァックの H. W. ダニエルズ（初代日本支社総支配人）であり、出光佐三をサポートし、援助の手を差し出す恩人であり、出光佐三の引用文に多く登場する人物である。こうした石油顧問団は、(1)初期のアメリカ軍 11 万人、及び中期の 16 万人の軍需用石油と民需要石油の輸入必要量を立案し、外貨割当を行い、(2)日本での石油製品の販売価格、割当、配給、(3)国内国産原油とその精製、配給、(4)軍用石油保管基地の指定とその運営としての日本石油保管会社 Josco の設立等を業務とする。GHQ はガリオア（占領地救済資金）とエロア（占領地経済復興援助資金）による輸入石油製品と国内精製石油製品を民間消費者へ配給するのに石油配給公団を設立し、民間の代理店、販売店に配給を担当させるのである。

この統制的配給から競争的な資源の配分と自由販売市場へ移行する準備に移り、GHQ は、この石油配給公団を解散し、民間の卸売業者―代理店―販売店の流通ルートと石油市場の自由販売制度へ移行する手続にとりかかるが、昭和 24 年 1 月 10 日に「二次的石油配給施設民営復帰の覚書」を次の 6 点について発布した。

- 一、石油配給公団は三月末解散する。
- 二、石油製品の割当統制は従来どおり政府が行なうが、四月一日以降の配給業務は各卸売業者が行なう。
- 三、輸入石油製品の払い下げ計画は商工省が決定する。
- 四、卸売業者は政府が決定する。
- 五、代理店は卸売業者が自由に決定する。
- 六、消費者は自由意思によってどの店からでも購入できる。」

（『100 年のありがとう―モービル石油の歴史』 216 頁より引用）

GHQ は(1)石油需給関係の調整手段として(1)外貨割当制度を行使し、(2)割当られた生産量を卸

売業者の流通・販売機構を通して消費者の手元へ送り届け、ここに割当統制と消費者の卸売系列選択権との分離を柱とする石油政策の2本柱を構想とする。GHQはこの石油政策を日本政府へ、つまり通産省の石油政策への骨子にすることを要請する。

こうした割当統制は外貨割当制度として石油需給関係の調整手段として機能し、貿易・資本の自由化の後、許認可制度として石油業法の中心課題として新しく機能する。一方、消費者が卸売系列の選択を行うことは石油市場の自由販売による競争原理として機能することを意味する。それゆえ、市場の協働的秩序は卸売業者の経営能力に依存する。卸売業者の経営能力は公団の配給業務を引き継ぎ、消費者の自由選択権を充たし、信頼関係を築くことであり、その公的信用力を供給の安定と品質の高さで維持されることになるのである。

市場が協働的秩序を保つにはこうした卸売業者の経営能力にあると位置づけられることから、ここに卸売業者の資格と適格性が問われることになる。

したがって、出光佐三は卸売業者の資格を得ることに大きな困難さに直面するのである。昭和23年にドレーパー陸軍次官を団長とする使節団は日本経済の復興調査をし、ジョンストン報告書を纏め、石油政策の緩和を提言し、石油政策の消費地精製主義を推進する必要性を示唆する。これを受け、GHQは9月2日に「主要石油基地の民営移管」と「配給統制の公団早期廃止」の覚書を発表した。後に示すように、出光佐三は三井物産の戦前に使用していた輸入石油基地(＝貯油槽)の払下げを受け、GHQの求める卸売業者の資格、つまり「輸入基地を運営し、かつ配給能力を有するもの」として認定を受けるのに全力を注ぐのである。

出光佐三は石油配給公団の解散後の石油の自由化と民営化の到来を予想し、石油卸売業者に指名される資格を充たすべくこの入札に参加するが、手を指しのべたのがH. W. ダニエルズと東京銀行からの融資であることについて次のように明らかにする。

「そのときにスタンダード石油のダニエル氏の厚意というものは感謝にたえないと。それでそのころ石油供給公団が借りあげていた三井所有の貯油施設が各地にあった。これを持株整理委員会で売り出すことになったんだ。それをGHQが内緒で三井にもう全部やることに図らってあったんだよ。そして三井が落札することになっていたのを、横浜のある商店が「公表もせずに内緒で取引する法があるか」という異議を申し立てたらしいんだ。それでそれを公売に付すという発表が出た(昭和二十三年十月十九日、同十一月九日入札公告)。そこでわれわれはその入札に加わることになった。

けれども、それが四〇〇〇万円くらいの見込みだったが、その当時の出光なんていうものは、その四〇〇〇万円の金が都合つく時代じゃなかった。で、まあどうしようかなあ、なんて考えているときにね、偶然に、私は今でもこれは神の指図じゃなかったかと思ってることなんだが、なんのこなしに机に寄りかかって、仕事もなしにポカンとしてた。そしてたひょっと、あの入札についてひとつ東京銀行に相談してみようという考えが出て、ぽっと立

ち上がって東京銀行に行ったんだ。そして東京銀行にいった話したら、向こうは「それは非常にいいですな。だがなかなか東京銀行としちゃ難問題ですよ」という。ということはね、その当時東京銀行にある常務がおったが、この人は体が弱い、もうとても神経質の話にくい人なんだよ。それでその人に話したら、いかなる風の吹きまわしか、一言で「それ、いいでしょう」といったよ。それからすぐ帰って取りかかった。そして入札は長崎、門司、大阪、釧路、釜石か。そういうところにあるタンクを全部一括しての入札と、一つずつ別の入札と両方やってもいいことになっていた。それで出光は全部と、各地別と両方応札した。ところが三井は全部の方だけをやったんだよ。

開けて見たら全部出光にくるということになった。それを持株整理委員会に泣きがはいったもんだから、委員会から、妥協案が出たんだね。その結果「この程度で我慢せよ」というので、長崎、門司、宇部か、三カ所を取って、鶴見、桜島は三井に取られた（昭和二十三年十二月内定）。それで妥協して、出光は輸入基地をもっているということになったんだよ。それからその後、「輸入基地をもっている者を元売会社にする」という案をつくって、これをGHQに承認させとる。そこで出光は元売会社になったんだ。これは全く神業だよ。金を借りに行ったのが神業であるし、入札が神業である。

とにかく二十三年にGHQから指令が出て、あの石油配給公団の輸入基地は民営にする、そして公団を解体して、販売、配給は将来自由競争にするという方針を打ち出している。そして二十四年には元売会社制度の発足となった。それで終戦後の出光の多年の主張が実現したということだ。それでもう配給機構がきっちり決まった。」

昭和23年10月19日に入札し、出光佐三は11月9日の入札公告で石油配給公団の油槽所のうち、九州、中国地方の長崎、門司、宇部の三カ所を取得し、「輸入基地をもっている者を卸売会社にする」案をGHQ経済科学局（ESS）に認めさせるのに成功する。この結果、石油卸売業者は、12社となり、次の企業である。

日本石油、三菱石油、昭和石油、日本鉱業、出光興産、ゼネラル石油、日本漁網船具、丸善石油、大協石油、シェル石油、スタンダード・ヴァキューム、カルテックス

これら石油卸売業者は石油配給公団の石油統制政策を引継ぎ、切符制に基づき石油を配給する販売業務を開始するが、政府の輸入するガリオア石油製品と国内製油製品のための販売で、販売比率を外油側3社の72パーセントと日本側9社の28パーセントと決められるのであった。

（三）カルテックスとの資本提携交渉

ガリオア輸入石油製品は重油が中心であったため、ここに重油と揮発油の間の価格格差からこの価格格差の解消を消費地精製主義、つまり輸入原油主義に求めるためアメリカ石油メジャーの日本石油会社への資本参加、とりわけ日本石油会社の製油所の支配に乗り出すのである。既にそ

の前段階の動きとしてカルテックス（カリフォルニア・スタンダードとテキサスオイルの共同出資会社）が出光興産との合併事業交渉に乗り出すのであるが、この点について出光佐三は次のように述べる。

「戦争がすんでから、カルテックスの連中が東京にきておったんだ。それで、カーソンという人、この人は上海のテキサスにおいて出光をよく知っておったんだよ。

それで、出光がまだあの歌舞伎座の角の旧館におるときに、カーソンとほか二人きたね。こちらから呼んだのでもなけりゃなんでもない。向こうから自発的に訪ねてきたんだよ。そして「出光はうちと提携して日本における販売をやる考えがあるかどうか」と、いうから「それはもう結構な話で、やりたい」といった。

ただし、これは「出光の考えでは石油配給というようなものは、もう日本人で結構なんだ。ことに出光はこういうふうで大地域小売業をやっておって、それを見込んでお前たちが中国で販売も頼もうか、というぐらいになったんだから、日本内地ならもう簡単な話だ。日本人で結構やるぞ。それだから私にまかせ、そしてお前のところからまあ市場調査ぐらいには誰かきとってもいい。けれども配給の仕事にくちばし入れることはならん。全部出光にまかせよ。それならやってやろう」といったら「それでいい」というんだよ。「そうすると出光が日本の全需要の三分の一くらいとってみせるよ」てなことをいってやった。

そういう前のいきさつもあって、日本の石油業はこういうものである、こうしたほうがいいということを本国のヘロン会長に手紙を出して交渉しているのが、二十二年中の出来事だ。そして二十三年になって、またヘロン氏にそういう手紙をやって、五月ごろヘロン会長から日本におけるカーソン氏と話し合えという手紙がきている。会長からの話合いの手紙だからね、もう委任状と同じなんだ。それによってカーソン氏ら三人が会社に来たことがあるよ。

三回ぐらい話し合ったと思う。そしてまあだいたい話はできたんだ。できとったときに突然、「ちょっとこの話は待ってくれんか」ということを先方からいつてきたんだ。そのときに野村俊吉（佐三氏とは神戸高商の同窓、野村貿易を経営）が出てきて、日石にカルテックスを持っていったんだよ。

その当時カルテックスからみれば、出光と日石ではまるで違うからね、そちらに傾くことになったんだろうと思う。焼けてはいるが、日石はそのときは製油所は持っているし、過去の大きな会社でもある。出光は中国では相当やっておったけれども、日本では設備はなんにもありません。それで本社からの命令だと思うが、出光との話はそれっきり尻切れトンボになっちゃったんだよ。そしてカルテックスは日石に行ったということだよ。」

（『我が六十年間』 追補 361-363 頁より引用）

テキサコ・オイルのカーソンは、カリフォルニア・スタンダードとの共同出資会社カルテック

スに移って中国から日本へ移り、GHQ 参謀 4 部石油顧問団 (PAG) のメンバーとしてガリオア輸入石油製品の配給業務に携さわり、昭和 22 年から 23 年にかけて日本石油産業の再編を外油側の消費地精製主義で推進すべく、相手企業を模索し、中国大陸での石油販売のパートナーであった出光佐三に白羽の矢を立て、合弁会社交渉を進めるのである。出光佐三は合弁会社で重油の輸入をカルソックス側の任務に限定し、その販売業務を出光興産で担当するという分業構造を構想し、戦前の輸入石油製品中心の石油市場を想定するのであるが、ここにカルテックスの消費地精製主義と輸入石油製品中心主義との対立と矛盾が生じるのである。

カルテックス会長ヘロンはこうした合弁事業交渉の矛盾に気づき、野村俊吉の仲介で日本石油(株)と合弁事業交渉を開始し、日本石油(株)への資本進出と日本石油精製(株)への原油供給義務を中心に交渉を纏め、石油戦略である消費地精製主義の土台を築くのである。かくて、カルテックスと日本石油(株)との外資交渉は出光佐三の恐れていたアメリカ資本による日本石油会社支配へ帰結し、企業としてのインデペンデントを喪失し、従属することで原油を高く売り付け搾取する石油戦略を確立するのであるが、この点について出光佐三の怒りは爆発し、民族系石油会社として独立独歩の歩みをするを次のように強調する。

「当時の日石の佐々木社長いわく「決して屈辱的な契約なんかしてないから、安心して下さい」ということだった。だが、いざフタを開けてみたら屈辱どころじゃありません。まるでもう、その腰もなにもすわったりやせん。それで私は真っ向からやり出したので、それからがそもそも世界カルテル、プラス日本の石油業者と出光との対立になったんだ。四面楚歌、孤軍奮闘ということだ。

日石はあの屈辱的な契約をやり、東燃もスタンダードに膝を屈した。そんな動きをみてあわてて昭和石油がシェルとくつつく。興亜はね、あれは政府としては出光とくつつけて、出光に製油所をつけようとしたんだよ。ところがもうあわててカルテックスにお辞儀する。それから丸善もどういう関係か、ユニオン石油に頭があがらん。日本で原油を買うのに、ユニオンを通さなきゃならん。大協もそのとき原油を買うのにどこかに頭を下げとったね。みんなもう外油側へ行ってしまったんだ。だからもうその本当のインデペンデントの業者は出光だけになったんだ。」

（『我が六十年間』追補 364-365 頁より引用）

太平洋岸製油所を再開するために原油の輸入が不可欠な条件となったが、外油側は原油の身返りに株式を要求し、50 パーセント、さらに 51 パーセントの株式を取得し、日本石油会社の支配権を確立するのであるが、出光佐三はこうした原油供給と会社のインデペンデントの交換を「屈辱的な契約」として批難するが、昭和 24 年 2 月から 10 月までの間に雪崩^{なだれ}の如く外資交渉が纏まっていたのであるが、次頁の図 2－外資交渉の推移に要約される。この交渉の結果、東亜燃料工業ース

図 2－外資交渉の推移

外油会社と国内業者の提携概況 (昭和 24 年現在)			
会社名	契約年月	提携外油会社	契約の要旨
東亜燃料	昭 24.2 月	スタンダード・ヴァ キューム・オイル・ カンパニー	東燃はス社に全株式の 51%を譲渡。 ス社から原油を仰ぎ製品全部を同社に 提供。
日本石油	同 24.3 月	カルテックス・オイ ル・カンパニー(ジャ パン)	日石はカルテックスから受けるアラビ ア原油 2 万トンの代償として鶴見製油 所の土地施設譲渡, またカルテックス製 品を受託販売, 売上げ利益は両者折半。 のち両社資本を出資, 日本石油精製会社 設立。
三菱石油	同 24.3 月	タイドウォーター・ アソシエイテッド・ オイル・カンパニー	両社は戦前の資本提携を復活, タイド ウォーターは三菱石油の株式 50%を取 得する。
昭和石油	同 24.6 月	シ エ ル ・ カ ン パ ニー・オブ・ジャパ ン・リミテッド	昭石は原油をシエルから仰ぎ製品 50% を同社に優先供給。 のち昭石はシエルより資本を仰ぐ。
興亜石油	同 24.7 月	カルテックス・オイ ル・カンパニー(ジャ パン)	興亜はカルテックスに全株式の 50%を 譲渡, カルテックスから原油を仰ぎ製品 全部を提供。
丸善石油	同 24.10 月	ユニオン・オイル・ カンパニー・オブ・ カリフォルニア	丸善はユニオンから原油を仰ぎ, その総 販売業者となる。

(『我が六十年間』 追補 365 頁より作成)

タンダード・ヴァキューム (株式 51 パーセント取得), 日本石油ーカルテックス, 三菱石油ータイ
ドウォーター・アソシエイテッド (株式 50 パーセント取得), 昭和石油ーシエル, 興亜石油ーカ
ルテックス (株式 50 パーセント取得), 丸善石油ーユニオン・オイルとの交渉が締結され, 日本
石油会社はアメリカ石油メジャーの系列会社となる。

(四) 太平洋岸製油所の再開

こうした外資交渉の締結を受け, 原油の確保がなされるや, GHQ は昭和 24 年 9 月 22 日付で太
平洋製油所の操業及び原油輸入に関する覚書を発布し, 三段階に分けてその太平洋岸製油所の修
理復旧する許可を次のように指令するのであった。

「太平洋岸製油所の復旧再開許可は, 当初一社一工場主義あるいは集中生産方式などが伝え
られたが, 昭和二十四年九月二十二日付「太平洋岸製油所の操業及び原油輸入に関する覚書」
によって, 第一段階として日本石油・横浜, 同・下松, 昭和石油・川崎, 東亜燃料工業・清
水, 大協石油・四日市の各製油所の修理復旧が許可され, 遅くも二十五年一月一日以前に操
業可能の状態に置くよう命ぜられた。さらに第二段階として, 丸善石油・下津と東亜燃料工

業・和歌山の二製油所の修理復旧が許可され、丸善石油は二十五年四月一日（次の覚書で同年七月一日と修正された）までに、東亜燃料工業は二十五年七月一日までに操業可能の状態に置くことを命ぜられた。また、三菱石油・川崎、興亜石油・麻里布の両製油所も同覚書によって修理復旧を許可されたが、この二つは少し遅れて昭和二十五年七月五日の覚書で操業が許可された。これで、四ヵ年の長きにわたり閉鎖されていた太平洋岸製油所中、修理可能のものは全部再開された。」

（『日本石油史』481頁より引用）

以上のように、太平洋岸製油所は外油側の原油供給を受け、第一段階は日本石油（横浜・下松）、昭和石油（川崎）、東亜燃料工業（清水）、大協石油（四日市製油所）、第二段階は丸善石油（下津）、東亜燃料工業（和歌山）、そして第三段階は三菱石油（川崎）、興亜石油（麻里布）等と、次々に製油所が再開された。この太平洋岸製油所の再開に際して、原油割当が精製能力（トッピング・常圧蒸溜装置）に応じて行われるが、昭和25年段階で次の表11－太平洋岸製油所の原油割当に示されるように合計51,500バレル/日であった。

この表11に示されているように太平洋岸製油所の再開は昭和25年1月11日、昭和石油川崎製油所から始まり12月25日の大協石油四日市製油所を最後にして精製を行い、朝鮮戦争の特需ブームを背景にして石油市場に揮発油、重油、軽油、灯油等を供給し、復興を促進するのに大きな役割を果たしたのである。

表11の太平洋岸製油所の再開の中には出光興産の名前が見えないが、この最大の理由は出光興産に製油所の建設を許可しなく、戦前の日本石油㈱の特約代理店並みの待遇しかしなく、前述したようにようやく石油卸売業者12社の1つに加えた扱いにするにすぎないのである。すなわち、出光興産は石油卸売業者として拠点港湾に輸入基地＝油槽所に重油、潤滑油、軽油等を輸入して

表11－太平洋岸製油所の原油割当
（操業再開当時）（単位：バレル/日）

社名	製油所名	操業再開 年月日	原油割当量	
			昭和25.1	昭和25.10
日本石油	横浜	昭和25.1.25	4,000	4,000
〃	下松	〃 〃 2.3	4,000	3,750
東亜燃料工業	清水	〃 〃 1.27	4,000	5,000
〃	和歌山	〃 〃 4.15	—	5,500
昭和石油	川崎	〃 〃 1.11	4,000	3,750
丸善石油	下津	〃 〃 3.26	—	5,000
興亜石油	麻里布	〃 〃 8.26	—	3,000
三菱石油	川崎	〃 〃 8.1	—	3,000
大協石油	四日市	〃 24.12.25	1,000	1,500
計			17,000	34,500

*大協石油の分はNSFO（Navy Special Fuel Oil）
（『日本石油史』482頁より作製）

販売することにとどまっているのである。ここに石油市場への供給は太平洋岸製油所から供給される国内石油製品とガリオアで輸入される石油製品との2種類となり、これら2種類の国産精製品とガリオア輸入石油製品との間での価格競争が激しく生じるのである。GHQ、さらに通産省はこれら2種類の国産製品とガリオア輸入製品との価格競争を平準化し、一元化する石油政策を進め、消費地精製主義を確立して国内産重油の量産で輸入重油を制限しようとする。しかし、こうした石油市場での国内精製品の量産化は太平洋岸製油所の再開で顕在化し始め、重油の輸入制限から重油価格を原油以上に高めるつり上げを行う。アメリカ石油メジャーが国内精製品での重油価格を値上げし、原油との格差を解消することで輸入重油を制限することは出光佐三の出光興産の石油取引を制限し、圧迫を加えることになる。こうしたアメリカメジャーの石油戦略の本質を見抜いて批判し、出光佐三は次のように指摘する。

「それで当時は重油は進駐軍からガリオア (GARIOA=占領地救済基金) でもらっていたんだ。そのガリオアの重油の値段をみると原油の七割くらいだ。かりに原油が五〇〇〇円とすれば、三五〇〇円くらいの値段のものだった。これはアメリカにおける原油と重油の相場であって、進駐軍が英米の石油業者から買うのが原油の七掛けくらいで、ある場合には六掛けくらいのときもあった。それにいくらか実費を加えて日本にそのまま売ったということだ。

それでガリオアで米国からもってきたあいだは、原油の七掛けで重油がきたけれども、ガリオアがなくなったら、ぱっと重油があがって、原油と同じくらいの値段になった。そこで原油輸入をやって製品輸入をやめようというような理論をたてて、ここに出光の正論はとおらなくなった。それで原油を輸入して製品をつくる。出光の売る製品は製油会社から分けてやるからそれをもらって売れと、体裁はいいが、簡単にいえば、出光は特約店みたいになっちまうんだ。これをジョイント・ユースか、そういう名称で製油会社は製油所をもたぬ卸売業者に分けてやるからということであったが、理論は公平そうであるけれども、実際の扱いにおいてはまあ非常に虐待されて、その間、出光が価格のうえで非常な苦境に陥ったのはこれはもう当然のことなんだ。」

(『我が六十年間』 追補 366-368 頁より引用)

出光佐三は、太平洋岸製油所の再開で重油を原油並みの価格にあげ、原油のカルテル価格を維持する外油側の石油戦略によって損害を受け、「虐待され」「苦境に陥った」。さらに、国内に製油所を持たない弱点を補うため、出光興産はジョイント・ユース (共同使用) 制を利用し、国内製油所から石油製品を「分けてやるからそれをもらって売れ」と云われ、「特約店」並みに格下げを受ける状態となる。こうした苦境に立たされる出光佐三は民族系と外資系石油会社の競争において不利な立場となり、その原因を外油側の消費地精製主義の原油カルテル政策に求めるが、その実態を次のように明らかにする。

「日本の製油業というものは戦後外国のカルテル会社にみなにぎられて、その工場みたいになっているものだから、外油会社としては、原油を輸入して重油を高く売っていることを考えているんだ。もし日本の製油会社が自主独立のものであるならば、外油会社はやはり製品をもってきている。

外油会社は日本の製油所をその傘下におさめたがゆえに、原油を輸入して重油を高く売っていることを考えてるんだ。それはどういうことかといえば、アメリカを除いて石油のない国では、外国のメジャーカンパニーたるカルテル会社に市場を押えられてしまっているんだよ。独占市場だから、カルテル会社は自由な値段で売れるから重油を高く売ってるんだ。その高い重油が国際価格みたいになってしまっている。アメリカ国内の重油と値段が違う。」

（『我が六十年間』 追補 367-368 頁より引用）

アメリカの石油市場では重油が原油の3割安で販売される自由競争市場であるが、日本の石油市場は国際市場からかけ離れた「独占市場」と化し、重油を原油以上の高値に維持するカルテル価格市場となって転倒してしまっている。したがって、出光興産はこうした消費地精製主義に基づく原油カルテルと独占市場に風穴をあけ、自由石油市場を発展させるため、重油、潤滑油を中心とする石油製品を安く輸入すべく日章丸タンカーの利用を計画し、その実現に向けて政商活動を行うのである。こうした石油製品の輸入は朝鮮戦争の特需ブームにより、また、国内炭の高炭価により石油不足を顕在化し始めたことによるのである。

石油市場が原油より高い重油価格を続けると、消費者は原油を重油がわりに使い、重油価格の下落を引き起こすことから、出光佐三は外国市場で原油より3割安い重油を輸入することに活路を見出し、その輸送に石油タンカーの建造許可を経済安定本部の内田常雄局長に求め、その許可を得る。昭和26年に日章丸の建造を発注すると、同時にその輸入基地として川崎、神戸等に油槽所を建設し、川下から川上への垂直的な石油流通システムを築き始めるのである。この日章丸は第一回の重油、ガソリン1万7,000キロリットルの外貨割当（50万ドル）を受け、アメリカのカリフォルニアから積み込み、二回目をアメリカ・ヒューストンのガルフ・オイルから重油を運び、そして三回目にイラン石油を持ち帰るのである。しかし、こうした重油を安く輸入し、販売するのは永続性を欠き、危険の高い石油事業となり、この偶然性と危険性を解決するためには原油を輸入し、国内製油所で石油製品を生産し続ける産業資本を経営基盤にしなければ、日本的石油メジャーに成長しないのであるが、出光佐三は出光興産のこうした経営の脆弱性、とりわけ商業資本としての発達の限界を早くから感じていた。既に昭和21年にJoscoの貯油槽を清掃する仕事を請負い、特に徳山旧燃料廠の貯油槽を担当した時に、この旧燃料廠の払下げ計画をたて、少しずつ、周辺の土地を買受け、将来の製油所建設を夢見ていたが、突然の昭和石油—シェルの入札の落札によって夢が断たれようとしたのである。この昭和石油の入札を覆したのは石橋湛山であり、出光興産に払下げて徳山製油所を建設する。ここに、出光興産は川下の製油所から

川上の貯油槽，日章丸タンカーと石油一貫メーカーとして和製石油メジャーの体制（垂直的統合企業）を作りあげ，外油側日本石油会社と対抗する石油企業に発達を遂げる。出光佐三は長い夢であった旧燃料廠の払下げのため政商として活躍するのである。

2 節 昭和 36 年石油業法と出光佐三の反対

出光佐三は旧燃料廠跡 16 万坪に徳山製油所を築くのに建設資金 95 億円のうち半分をアメリカン・バンクから，残りの半分を興業銀行シンジケートから融資を受けフルセット型プラントを次のように建造しようとした。

「翌三十年一月，接收中の東川以東地区約一二万坪が解除されるに及んで，ここでも昭和石油と出光興産の競願となったが，同年八月の閣議で出光興産への払下げが正式に決定し，三十一年四月，払下契約（一一七，三九二坪）が締結された。これで，出光興産は，終戦直後に払下げを受けた国有地二三，八七〇坪と徳山市有地買収分二万一千坪と合せて，総計一六万二千余坪を所有することとなった。同社は直ちに工場の建設に着手し，昭和三十三年五月完成をみた。工場の規模は次の通りである。

常圧蒸溜装置	三五，〇〇〇バーレル/日	一基
減圧蒸溜装置	一六，〇〇〇バーレル/日	一基
流動式接触分解装置	七，〇〇〇バーレル/日	一基
接触改質装置	三，〇〇〇バーレル/日	一基
接触水添脱硫装置	三，〇〇〇バーレル/日	一基
硫黄回収装置	二〇屯/日	一基

また，工場の建設資金約九十五億円のうち三十六億円はアメリカ銀行（バンク・オブ・アメリカ）からの借款によってまかなわれた。」

（『日本石油史』523-524 頁より引用）

徳山製油所の建設目的は，(1)重油よりオクタン価の高いガソリンの生産を中心にし，(2)ナフサを生産して石油化学（住友化学）の原料とする，(3)公害対策として脱硫装置を導入し，(4)トピング 35,000 バーレル/日の世界一の新鋭精製所に仕上げることであった。この結果，出光興産は外油側石油会社と同じ土俵（ガソリン，重油）で競争に勝つ良質安価な石油生産を精製することができるようになったのである。この点について出光佐三は次のように回顧する。

「そこで今度は製油所の問題になるんだ。それはね，日本の政府が原油輸入主義になって，もうことのいかにかわらず原油を輸入して製造せよという方針をとったから，出光としても製油所をもたざるを得なかった。もっとも終戦後間もなく，こちらは徳山のあの基地を

手に入れて、製油所を建てようと考え出したんだ…」

（『我が六十年間』追補 384 頁より引用）

出光佐三はこの徳山製油所の建造を通して「原油を輸入して製造する」原油輸入主義の政府の石油政策を経営基盤に据え、このことでこれまでの商業資本による重油輸入中心主義の限界を克服しようとしたのである。

したがって出光佐三は、政府の重油輸入制限と外貨割当制限の下で細々と輸入重油の販売を続けると、経営を圧迫され、石油市場の発展に後れを取ることとなり、この限界を突破することを製油所の建設に求め、次のように商業資本から産業資本への転換を図ろうとするのである。

「この徳山製油所も当初は、シェルにまかそうとしていたのですが、大蔵省出身の池田さんが、出光のことをいろいろ知っておられたためと思うが、出光に製油所を建てるような措置をとられたのです。このように終戦後十年たって製油所が許可になったのです。

この徳山製油所の建設にあたって発揮されたのが白紙の力です。人の尊さの力です。

それをこれから順番に申し上げます。この製油所を建設しようとしたときに、外部で言ったことは、出光が製油所の許可を得たって、第一に金がないじゃないか。その次に技術屋がないじゃないか。いまの大和勝副社長ですが、勝ごときに何ができるかということです。

まず金がないということから話してみよう。その当時は、興業銀行が中心になって金をどこの銀行にいくらだせということで事業が計画されたものです。

それだから、カルテルの傘下に走った日本石油その他の会社には興業銀行が中心になって工場の再建に金を世話してやっておる。そのカルテル系の会社に対して、出光が反旗をひるがえし、これとたたかおうとするのであるから、興業銀行が金をだすはずがない。自分らが育てようとする会社に反対して、これとたたかおうという出光に金をだしっこないわけである。

だから私が興業銀行に行っても応接間にも通されずに、廊下で追っばらわれたこともある。そこで金はどうしたかといえば、世界一のアメリカ銀行から借りた。世界一のアメリカ銀行が出光のあり方を知っておって、ここに申し込んだら一週間か十日の間に「よろしい、貸してあげましょう」といって、だしてくれた。それでこの工場が建っている。」

（『我が六十年間』追補，1148 頁より引用）

この引用文からは池田勇人が旧燃料廠の払下げを行ったように出光佐三は回顧するが、これは何かの記憶違いであると考えられる。実際は通産大臣石橋湛山の政治判断によって徳山旧燃料廠跡を昭和石油—シェルから出光興産へ差替えて払下げているのであり、通説は次のようになっている。

「30年4月、通産大臣石橋湛山はつぎのように最終案を打ち出した。

- ① 四日市は、シェルと提携している昭和石油に製油所用地として払い下げ、三菱グループの参加により石油化学工業の中心地とする。
- ② 徳山の用地の主要部分(川東地区約40万m²)は出光興産に払い下げる。昭和石油への払下げは、同社が四日市の払下げを受けることを条件として取り消す。
- ③ 岩国は、三井石油化学工業と日本鉱業に払い下げる。

この案に対しては、それまでの経緯から意外の感を表明する関係者も少なくなかったが、30年8月の閣議でほぼ原案どおり了承された。」

(『日本石油百年史』576頁より引用)

「出光に製油所を許すと何するかわからないというので、カルテル会社が政府にせまって出光に製油所を許すな、そして製品輸入だけやらして、その製品輸入は非常に厳格な許可を得るようにする。今、重油輸入の許可を得なきゃならんというのはそのためなんだ。それは、何のために重油の制限をしているのかということだ。そして、製油所を許すなという。原油から重油も何もかもつくって重油の輸入を許すな、そうすれば出光は参るぞということが重油輸入制限のあり方である。ところが、どうしても製油所を許さなければならないようになって、十年間ガタガタやって昭和三十年にやっと許可になった。」

(『我が六十年間』追補631頁より引用)

出光興産が徳山製油所の建設を昭和32年に完成し、商業資本から産業資本に移行することで世界一の効率的なユニットプラントによる規模の経済と良質安価なガソリン、重油の大量生産を経営基盤に据えることとなり、外油側石油会社及び通産省の重油輸入制限主義を乗り越えるや、石油市場は過剰生産と安値競争で石油会社の共倒れを引き起こすほどに不安定さを露呈し始め、このため、通産省は、昭和37年石油業法を制定し、自由競争市場から秩序ある協働的市場への移行を促進しようとする。これまでの外貨割当制度が石油の需給関係を調整し、出光興産の輸入石油を制限しようとしたのであるが、しかし為替の自由化と貿易の自由化を同時に進めるためにその維持を続けることは困難となり、ここに新しい石油需給関係の調整と均衡が求められるのである。このため、統制法として昭和9年7月に制定された石油業法が復活されるが、この石油業法は戦時中の事業法の先駆けとなった統制法である。石油業法の制定は石油市場を自由市場から秩序ある協働的市場へ、つまり日本的カルテル市場への転換を意味する。昭和9年の石油業法は(1)石油の精製業と輸入業の許可制、(2)トピングー基精製能力年5万キロリットル(揮発油生産の場合)の維持、(3)貯蔵量の義務(輸入量の半年分)の3点を中心にする統制法であり、石油需給関係を調整し、政府の介入で市場の秩序を維持しようとするのである。この旧石油業法を骨子とする新しい石油業法は12条から成り、昭和37年7月10日に次のように制定された。

石油業法要綱（案）

（目的）

第一 この法律は、石油と他のエネルギー源との調整を図りつつ石油の安定的な供給を確保するため、石油業の事業活動を調整し、石油の使用者の利益を保護するとともに石油業の健全な発達を図り、もって公共の福祉を増進することを目的とするものとする。

（供給計画）

第二 通商産業大臣は、石油審議会の意見をきいて、石油の長期および短期の供給計画を定めなければならないものとする。2 前項の石油の供給計画は、石油その他のエネルギー源の需給状況、国内及び海外における石油資源開発状況その他の経済事情を参酌して定めるものとする。

3 第一項の供給計画に定める事項は、次のとおりとするものとする。

- 一、原油の生産数量、輸入数量、精製数量及び在庫数量
- 二、石油製品の生産数量、輸入数量、販売数量、輸出数量及び在庫数量
- 三、石油設備の能力

四、その他石油の安定的な供給に関する重要事項

4 通商産業大臣は、第二項の経済事情の著しい変動のため特に必要があるときは、石油審議会の意見をきいて、第一項の供給計画を変更しなければならないものとする。

（石油精製業及び石油輸入業の許可）

第三 石油精製業又は石油輸入業を営もうとする者は、通商産業大臣の許可を受けなければならないものとする。

2 通商産業大臣は、前項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならないものとする。

- 一、石油設備の立地条件、規模及び構成が通商産業省令で定める基準に適合すること。
- 二、その許可をすることによって石油設備の能力が著しく過大にならないこと。
- 三、その事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。
- 四、その他その事業の開始が公共の利益のため必要であり、かつ、適切であること。

（石油設備の変更の許可）

第四 第三第一項の石油精製業の許可を受けた者（以下「石油精製業者」という）又は石油輸入業の許可を受けた者（以下「石油輸入業者」という）は、石油設備であつて、通商産業省令で定めるものを変更しようとするときは、通商産業大臣の許可を受けなければならないものとする。

第五（第三及び第四の関連規定）

（生産計画及び輸入計画の届出）

第六 石油精製業者は、通商産業省令で定めるところにより毎年石油製品の生産計画を作成

し、通商産業大臣に届け出なければならないものとする。これを変更しようとするときも同様とするものとする。

- 2 石油輸入業者は、通商産業省令で定めるところにより毎年石油の輸入計画を作成し、通商産業大臣に届け出なければならないものとする。これを変更しようとするときも同様とするものとする。

(生産計画及び輸入計画の変更の勧告)

第七 通商産業大臣は、第六の生産計画又は輸入計画が第二の供給計画にてらし適当でないときと認めるときは、石油精製業者又は石油輸入業者に対し、生産計画又は輸入計画を変更すべきことを勧告することができるものとする。

(販売価格の標準額)

第八 通商産業大臣は、石油の価格の安定を図るため必要があると認めるときは、石油審議会の意見をきき、石油の生産費を基準とし、石油の輸入価格、石油以外のエネルギー源の価格その他の経済事情を参酌して、石油精製業者又は石油輸入業者の石油の販売価格の標準額を定めることができるものとする。

(販売価格の変更の勧告)

第九 通商産業大臣は、第八の規定により販売価格の標準額（以下「標準価格」という）を定めた場合において、石油精製業者又は石油輸入業者の石油の販売価格が標準価格を著しくこえ、又は下り、石油その他のエネルギー源の安定的な供給が阻害されるおそれがあると認めるときは、その石油精製業者又は石油輸入業者に対し、販売価格を変更すべきことを勧告することができるものとする。

- 2 通商産業大臣は、第八の規定により標準価格額を定めた場合において、石油販売業者の石油の販売価格が標準価格額に適正な利潤及び諸掛の額を加えた額を著しくこえ、又は下り、石油その他のエネルギー源の安定的な供給が阻害されるおそれがあると認めるときは、その石油販売業者に対し、販売価格を変更すべきことを勧告することができるものとする。

(石油審議会)

第十 通商産業省に石油審議会を置くものとする。

- 2 石油審議会は、この法律によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、通商産業大臣の諮問に応じ、石油に関する重要事項を調査審議するものとする。

(報告徴収)

第十一 略

(その他)

第十二 略

(『日本石油産業発達史』532-533頁より作製)

長い引用文であるが、法の精神は統制法の骨子を継承し、旧法より政府の介入を強めているが、①石油需給調整を政府の行政指導に求め、秩序ある協働的市場（＝カルテル市場）を作り（1条、2条）、②そのため許可制を旧法から継承し（3条、4条、5条、6条、7条）、③カルテル価格＝標準価格の設定で秩序ある市場を維持（8条、9条）すること等を柱とする。旧法の貯油義務はこの新法で継承されず、昭和48年のオイルショックを大きくする遠因となる。

この石油業法は日本的協働的秩序市場（カルテル市場）の形成を国家権力による石油需給関係の調整で作り出すことを法の目的にする点で産業史の画期的立法であり、いわゆる佐橋滋の特振法を再現したものといえることができる。

一方、出光佐三は石油業法での生産割当＝原油割当を中心とするこうした日本的協働的秩序市場と行政的な統制の石油需給関係の調整について外油側石油会社、さらにその背後にいるアメリカ石油メジャーの日本市場独占＝カルテル支配の強化発展したものとして映り、強い怒りで次のように反対する。

「それで、外貨を形式的にも自由化しようというのが、徳山製油所ができて以後の空気だったんです。ところが、その自由化するという名の下に、三十六年ころから出光を圧迫するために「石油業法」という近代にない悪法ができた。これはある会社の失策をカバーするためということと、出光を圧迫するという二つの目標のためにできたものであるが、その骨子の第一は、高い標準価格の制定である。あの高い値でわれわれが売ったら利益が上がってしまうから、いかに金儲けの好きな石油業界も、あんな高い値段を一回も実行したことはない。政府が安く売れというならわかる。エネルギー源の石油をできるだけ安く売って、これ以上高くしちゃいかんというのなら、話はわかるが、高い値段で売れということはどういうことですか。これはある会社を助けるということ以外になんの理由もない。その次に生産割当、それから三番目に製油所の許可というものがある。この生産割当と製油所の許可とどこが違うんですか。製油所の許可に制限を加えれば、それが生産割当になるじゃないですか。その字句だけを見たら何も変わらない。一つでいいわけなんです。ところが第二の生産割当というのは、実は原油を割当てるとのことなんです。原油を割当てるといっては具合が悪いから、生産割当という隠れみのを使ったということなんです。それは出光を圧迫すると同時に、原油の割当をして、ある会社の油を買わせようという手段であった。そもそも出光は、悪法である石油業法に対しては真っ向から反対したのであるが、多勢に無勢でこれを押し切ることはできなかった。そこで交渉の任に当たっておった加藤専務が、原油の余っている他の社からジョイント・ユーズを受ける約束で妥協した。ところが約束は一回も守られず、どこの会社も自分のところの特約店に売り上げて出光には品物を渡さない。出光はやむをえず総販売量の三分の一を市場の他社特约店から買ってお客さんに渡したが、高い口銭を払って多大の損失をさせられた。そして一年たってもこれが続くから、三十八年に、そんなうそ

つきの会にはいられないということで石油連盟を脱退した。その後、通産大臣、植村石油審議会会長と妥協して、再びジョイント・ユーズを実行する約束ができたが、とうとうこれも実行されずに今日に至っている。出光はだまされ続けである。」

(『我が六十年間』 追補, 1030-1031 頁より引用)

この長文から窺えるように、出光佐三は石油業法に対する反対として、①限界の零細製油所の生産コストに基づく標準価格は高価格となり、現実の石油市場とかけ離れていること、②生産割当(=生産調整)のため多くの原油を取得しても原油精製の生産制限を受け、使用できないこと、そして③生産割当のため需要の増加に追いつかず、この不足分を外油側石油会社からの石油製品を買う(ジョイント・ユーズ制)ことで埋め合わせをし、かなりの損失を招いていること、等の弊害が生じる。このため、出光佐三は石油連盟を昭和38年から41年まで脱退し、自由に生産して需要の拡大に対応するのである。

こうした出光興産の自由生産は石油業法の欠陥を顕在化させるのである。すなわち、石油市場では自由競争を制限するカルテル体制が形成される。したがって、カルテル体制は(1)高い標準価格、(2)生産制限の強化、(3)設備新設の許可制で形成される。ここに、カルテル協定は、通産省の石油政策を現実立脚する緩やかな石油需給関係の調整と重油輸入制限とを両輪にする秩序ある協働的市場の発達に指向させるのである。こうした自由市場から調整を軸にする協働的秩序市場への移行がその後定着することになるが、この秩序ある協働的秩序市場の発達について出光佐三は石油市場の新しい統制の発展と見なし、次のように評価するのである。

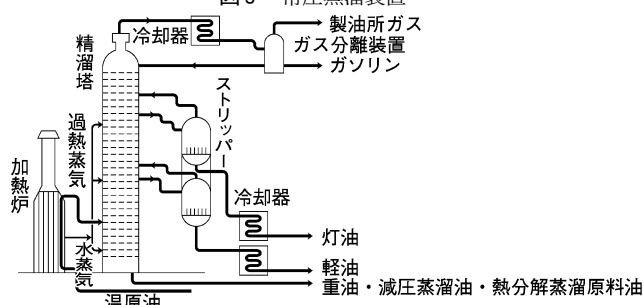
「しかし、こんなことは時代が許さなくなって、四十一年には標準価格も生産割当もなくなった。生産割当がなくなったということは原油の割当がなくなったということですが、この原油の割当がなくなった後、出光は隆々として今日の成績をあげてきた。安い原油を買って安い運賃で持ってくるのは出光が第一人者である。そのコストの安い原油を輸入して、これを自分の製油所でつくるか、あるいは他社に頼むかで製油のコストがいくらかわるけれども、安い原油を十分に活用する力が出光にできたということです。安い原油を持ってきて、その精製を他社に頼めばいいのであるから、極端に言えば自分のところの製油所は販売量の半分を精製するだけでもけっこうなんだ。あと半分の精製を他社に頼んで、他社に利益を分けてやるというようなこともできるようになった。そういう実力が出てきたのが、去年から今年にかけての出光の成績です。他社に口銭を払わないでよいだけでなく、安い原油を活用することができるから、製油所の許可制も、計助社長が石油連盟会長になってから各方面の理解が非常によくなって、出光への製油所許可に対する考え方も非常に変わってきているらしいが、なんなら変わらなくてもいいと思う。それくらいに出光は自力でいくということになった。この出光の自力を、いかなる力も押えるわけにはいかん。もう権力によって出

光を押さえる方法はありません。」

(『我が六十年間』追補, 1,031 頁より引用)

石油業法の柱であった標準価格と生産割当が昭和 41 年から廃止され、残されたのは行政指導による石油需給関係の調整と均衡に基づく緩やかな協働的秩序市場の発展である。すなわち、出光興産はようやく流通革命と呼ばれる大地域小売業を実現し、恩に基づく大家族主義を企業文化とする日本的経営を確立し、「自力でいく」のである。こうした出光興産の「自力でいく」やり方を可能にしたのは徳山製油所の世界レベルの高い生産性に基づくのであるが、前に述べたようにオクタン価の高いガソリンを精製するため、(1)常圧蒸溜装置(トッピング)、(2)流動式接触分解装置、

图3-1 常压蒸馏装置



(『日本石油産業発達史』図説9より作製)

图4—接触改质装置 (U·O·P式)

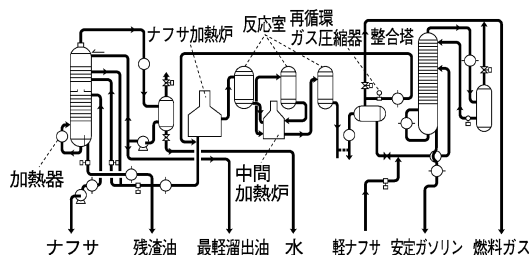
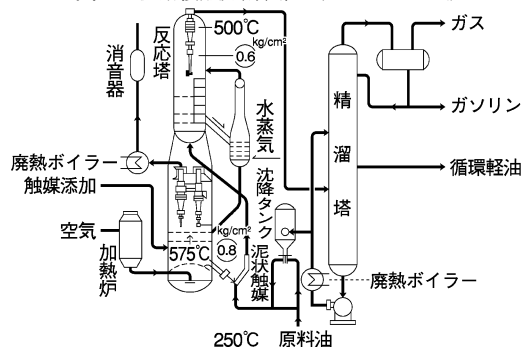


図5 流動接触分解装置 (U・O・P式)



そして(3)接触改質装置等が導入される。前頁の図3, 4, 5は出光千葉製油所のガソリン精製工程図である。

トッピングと呼ばれる常圧蒸溜装置は(1)準備処理と(2)精製処理の2つに分かれる。(1)は原油と水を脱塩装置で混合し、高圧電流で原油の脱塩をし、次に脱水するため、175℃の加熱を行う。原油の不純物(塩分、水分)をとり除いて、原油を(2)の精製工程である加熱炉へ入れる。原油を加熱炉で360℃に熱され、その蒸気溜分を精溜塔へ入れ、水で冷却し、沸点の差で仕分けるが、まず沸点のもっとも低い油を炉底から蒸溜分離するが、残りの蒸気溜分を中段に入れさらに加熱温度を上げてガス分を蒸溜分離し、次に上段の残った油をより高く加熱して塔頂から蒸溜分離する。こうして次々に蒸溜分離され、最後に残油ガス滓を抜きとる。すなわち、だんだんと加熱を高めて蒸発分溜を繰り返すと、原油は精製され、(1)重油、(2)軽油、(3)灯油、(4)直溜ガソリン(揮発油)、(5)ナフサ、(6)残渣ガス等となる。次に、ガソリン(揮発油)の得率を増やす精製法(=クラッキング能力)は(1)ナフサと(2)軽油とで違う。(1)ナフサは前頁の図4-接触改質装置で高オクタン価ガソリンに精製される。

前頁のこの図4での接触改質装置のクラッキング工程は改質の水素添加で行なわれる。すなわち、それはナフサを加熱炉で加熱して蒸発分溜を繰り返し、炉底→中段→炉頂の順に分留して不純物(残渣水)を取り除き、クラッキング工程の反応室でナフサの中の炭化水素の一部を水素で置き換え、さらに整合塔の中において蒸気分離を経て、次に改質工程に移るが、繰り返し作業をすることで高オクタン価ガソリン(安定ガソリン)を作る。

(2)軽油を高オクタン価ガソリンに精製するのは前頁の図5-流動接触分解装置で行われる。

軽油は加熱炉→反応塔→精溜塔を経て分解され、より小さい分子量のガソリン、つまり、高オクタン価ガソリンに精製されるのである。出光興産は徳山製油所で高オクタン価ガソリンを大量生産し、自動車のガソリン需要に対応し、ここに重油からガソリンへ戦略商品を変化させるのである。

3節 中近東油田の開発と石油メジャーの輸入原油主義

以上見てきたようにアメリカ石油メジャーがGHQの石油政策を消費地精製主義、或いは輸入原油主義をグローバルに展開し、とりわけ日本ではGHQの参謀4部石油顧問団(PAG)と専門部経済科学局(ESS)の石油政策を立案し、実施することで太平洋岸製油所の再開に際し、輸入原油主義で精製される重油、揮発油、軽油、潤滑油、灯油等大量に供給することで石油革命への口火を切るのである。こうして、戦前の石油市場で原油より3割安い重油を製品輸入する外油側メジャーとしてライジングサン(シェル)とスタンダード・オイル(モービル)は、国内油田(新潟、秋田)の原油を精製し、揮発油、潤滑油、軽油、灯油の高価格石油製品を販売する民族系石油会社と石油市場で競争するが、量的に日本の石油市場を支配するのである。

しかし、戦後の石油市場は、戦前と全く相違する輸入原油主義、或いは消費地精製主義に基づ

く重油、揮発油、潤滑油、軽油、灯油で充たされ、しかも原油を上廻る重油の高価格の展開をガリオア輸入石油の終焉後に顕在化し始める。輸入石油製品の後退と、それに交替する消費地精製主義がGHQ及び政府の石油政策として確立するのはアメリカ石油メジャーの世界戦略に由来するのである。何故、アメリカ石油メジャーは世界戦略として消費地精製主義、或いは輸入原油主義を採用し、その実施に全力を注ぐのであろうか。その理由はアメリカ石油メジャーが第二次世界大戦前後において中近東油田の開発に成功し、中近東に近いヨーロッパと東半球をその原油市場として開拓し、掌握することに成功したからであるといえる。中近東の原油市場として日本の石油市場が再編成される契機となったのは、(1)GHQの石油政策が立案する石油顧問団のアメリカ石油メジャーの世界戦略に基づいて構想され、(2)具体化するために外油側が国内石油会社に資本参加し、株式50パーセント前後を取得し、その製油所を系列化に置くことに見られる。こうしたアメリカ石油メジャーの世界戦略は最初に出光佐三とカルテックスとの間の外資交渉に見出され、出光興産の経営権支配を握ろうとするが、出光佐三の強い反対で失敗に終わり、次にスタンヴァックと東亜燃料工業との資本参加、さらにカルテックと日本石油(株)との外資交渉を纏めることで、日本の石油市場を国際カルテル価格の体制に包み込むのに成功するのである。

（一）カルテックスと日本石油の資本提携交渉

日本石油(株)の栗田淳一は日本石油が所有していた帝国石油(株)と東亜燃料工業の株式を手離し、カルテックス側に渡った理由を過渡経済力集中排除法に基づく日本石油(株)の分割を避ける条件として手離なさざるをえなかったと次のように述べる。

「ところが、一難さってまた一難、二十三年二月になると、経済力集中排除法の指定があった。これは会社のスケールが大き過ぎるから、二つくらいに分割せよというのである。すると、これを好機とし、内外呼応して会社の分裂を策するものがあった。淳は社長と懇談した。絶対に割ってはならない。割るまいと、固く互いに誓った。以来、苦闘の連続一年にして排除法の指定は解かれた。淳は社長と相擁してなみだした。だが、この指定解除のためには、帝石と東燃の株式を手ばなした。当時、帝石に対しては政府につぐ大株主だったし、東燃の株式はその過半を占めていた。これを手放さずには分裂を避けるすべはなかったのだから、やむを得ない措置ではあったが、しかし皮肉なことに、東燃に対するこの支配権は、やがてスタンダードの手に帰してしまった。」

（『私の履歴書』経済人4，72頁より引用）

次に、栗田淳一は、経済力集中排除法での日本石油(株)の分割を回避して日本海側精製所と太平洋側精製所とを擁する国内最大の、そして唯一の原油一貫生産メーカーとして発展するために、輸入原油の確保のためカルテックスとの資本参加交渉を進めた理由について「原料資源をもたな

い製油所は砂上の楼閣にひとしい」からであり、さらに原油精製した石油製品を販売することを復興の道であるとしてカルテックスとの委託販売契約を締結するに至った点について次のように明らかにする。

「これよりさき、淳は社長とともに有力な外国石油会社との提携を相談していた。それは原料資源をもたない製油所は砂上の楼閣にひとしい、という考えに立脚したものだ。ところで、製油所の操業禁止は容易に解けそうもない。では石油製品の販売だけでもよい。善は急げというので、カルテックスとの間に委託販売契約その他が成立した。二十四年三月のことだった。すると、その翌月には石油配給公団の解散によってその業務を引継ぐこととなり、越えて六月にはノーエル報告書が太平洋岸製油所の操業許可遠からざるをほのめかし、続いて七月には操業再開準備の指令が発せられ、九月に至って横浜、下松製油所が他社三工場とともにその修理復旧を許された。事のここに至ったのは、カルテックスとの契約成立、なかなかずく、それにもとづく輸入原油第一船（戦後）の長崎入港という現実が大きくものをいっている。このことは淳の勝手な推論ではなく、ノーエル報告書によって明らかである。」

(『私の履歴書』経済人4, 72-73頁より引用)

結果として、日本石油(株)は敗戦でGHQの石油政策、及び民主化要求で裸にされ、出光佐三の批難するインデペンデント（独立）を喪失するのである。すなわち、日本石油(株)はポツダム宣言を受け入れ、その上で外油側の製油所として利用され、カルテックスの輸入する原油を精製したその石油製品を委託販売する従属的な精製業卸売業者として活動を再開し、アメリカ石油メジャーの消費地精製主義、或いは輸入原油主義に組み入れられることを余儀なくされるのである。

(二) スタンヴァックと東亜燃料工業の資本提携交渉

一方、外油側の日本石油会社への資本参加と戦前の石油事業を復活しようとするスタンヴァックは、日本石油(株)に資本参加し、輸入原油主義を経営戦略にするカルテックスとは相違する茨らのもう一つの道を歩むことになる。すなわち、カルテックスは、東亜燃料工業への資本参加と全国的石油製品の販売組織（米油会）を復興することを「短期速成」として実施しなければ成功しないと考え、一挙両得な復興を東亜燃料工業を系列化することに求めたことについて次のように明らかにする。

「こうした世界の石油動向や、親会社の計画をふまえたスタンヴァックの経営戦略は、戦災からの復旧工事にとりかかっていたスマトラの原油に、親会社からの中東原油を加え、主要消費地に製油所を設けて、それらをうしろだてに販売網を整備充実することであった。

将来、大量の石油需要が見込まれる日本での石油精製も、この方針のもとで計画されるよ

うになった。ただ日本では、短期速成の必要があったので、新しく製油所を建設するより、既存の精製会社と提携するほうが、はるかに目的にかなうものであった。

東亜燃料工業株式会社（現東燃株式会社，以下東燃）は、戦後の再出発にあたって、ぬきんでた石油資源、精製技術、資本力、販売網を備えた外国石油会社との提携が必要であると考えていた。

一九四八（昭和二三）年の年初に、中原延平東燃社長は提携先をスタンヴァックに絞った。中原社長は戦前に渡米したさい、スタンヴァックの親会社のすぐれた技術を視察していたからであった。

スタンヴァックの動きも積極的だった。一九四八年四月二十日、スタンヴァック在日資産管理事務所長の滝本金太郎が、東燃に電話を入れた。スタンヴァックが東燃和歌山工場を訪問したいというもので、翌朝、滝本は東燃をおとずれ、具体的に内容を伝えた。

四月二十七日、滝本が同行してスタンヴァックの技術担当取締役A・H・トムリンソン、同幹部技師で石油顧問団メンバーのR・T・デニソンが、和歌山工場をおとずれた。

その後、五月四日と六日に帝国ホテルでスタンヴァック副社長C・E・マイヤーと中原延平東燃社長が提携条件をめぐって会談した。その要旨は、

一、スタンヴァックが東燃に原油を供給し、精製された製品をスタンヴァックが自社ブランドで販売する。

二、スタンヴァックが、東燃の発行株式の五〇％を取得する。

というものであった。こうして両社の提携交渉が始まった。

やがてスタンヴァック社長L・W・エリオットが来日して、最終段階の交渉が行なわれた。七月七日から十五日にかけ、帝国ホテルで行なわれた中原東燃社長との会談で、エリオットは東燃株式の五一％をスタンヴァックが取得することを主張した。そしてその理由をつぎのように述べた。

「工場は、最新式のものにしなければならない。したがって、それにはスタンダード・オイル・ディベロップメント・カンパニーの技術を、随時自由に利用できるようにしておくことが必要である。しかし、それには内規によってスタンヴァックが五一％以上の株式をもたなければならない」

東燃はスタンヴァックに五一％の株式を譲渡することを決定した。」

（『100年のありがとうーモービル石油の歴史』206-207頁より引用）

昭和23年初めにスタンヴァック副社長C・E・マイヤーと東亜燃料工業社長中原延平はカルテックスと出光佐三との資本参加と合弁事業の交渉と並行しながら、外資交渉を開始する。その際、スタンヴァック側は親会社のニュージャージー・スタンダードとソコニー・ヴァキュームの世界戦略を反映する石油政策を外資交渉の精神として進めるのである。すなわち、スタンヴァッ

クは「スマトラの原油に、親会社からの中東原油を加え、主要消費地に製油所を設けて、それらをうしろだてに販売網を整備充実することであった」と、資本交渉の目的について言及する。このため、スタンヴァックはアメリカ石油メジャーの世界戦略である輸入原油主義と結びつく消費地精製主義を日本に根づかせるためにも、当時最大の新鋭製油所である東亜燃料工業の51パーセントの株式取得で支配することを石油戦略の核心にして、交渉を纏めようとする。それゆえ、スタンヴァックは、(1)東亜に輸入原油を供給し、精製することに専念させ、(2)その石油製品をスタンヴァックの米油会の系列代理店で全国販売し、(3)これらの見返りとして(イ)原油と(ロ)最新式の精製技術、製造設備、新鋭プラント・ユニットの供給と投資資金の融資等を提供する、と資本参加の条件を提案するのである。

マイヤーと中原延平との資本参加、合併事業の交渉は昭和23年12月11日に纏まった。提携協定書（仮契約）には在日スタンヴァック代表H・W・ダニエルズと中原延平との間で締結され、日本側との外資提携第1号となった。次の資料は外資交渉の推移を示すものである。

「スタンヴァックが、ニューヨーク本社で提携条件を検討確認したあと、十二月十一日、GHQと日本政府の認可を条件に提携協定書（仮契約）に、在日スタンヴァック代表H・W・ダニエルズと、中原東燃社長が調印した。

一九四九（昭和二四）年一月十四日、GHQは外国人の対日投資を制限つきで許す「日本における外国事業および投資活動」の覚書を発表した。

それを受けて、二月四日に東燃の株式五一%がスタンヴァックへ譲渡され、二月十一日両社は正式に、資本、技術（援助、助言）、原油供給（競争価格による）、製品販売（輸入原油の全精製品の販売をスタンヴァックにゆだねる）などのほか、東燃にたいする二〇〇〇万円の長期低利貸付などの基本契約を締結した。

これが戦後における日本の石油業の外資提携第一号となった。しかし、スタンヴァックの東燃株式の取得にたいしてGHQから疑義が出されて、GHQ内部での意見調整に手間どり、GHQから日本政府を通して許可書が出されたのは一九四九年九月十三日であった。

なお、その後スタンヴァックが保有する東燃株式の比率は、一九五〇年十月に五五%となった。そして、一九六一（昭和三六）年十二月には東燃の石油化学への進出認可に関連して五〇%になった。

一九四八（昭和二三）年十二月十一日、スタンヴァックと東燃の提携協定書（仮契約）が調印されたさい、同時にスタンヴァックは卸売業者の指定を受けるために東燃和歌山工場の施設を輸入基地として貸借する契約を締結した。

東燃が、工場の諸施設を復旧整備し、翌一九四九年四月に予定されている民営移管後、スタンヴァックに貸借し、そのうえでスタンヴァックから石油類の保管、受け入れ、払い出し作業を請け負うというものであった。」

（『100年のありがとうーモービル石油の歴史』208-209頁より引用）

昭和24年1月14日に、GHQは「日本における外国事業および投資活動」の覚書を出し、石油業の外資導入を第1号として認めるのである。こうした日本の石油業を外油側の系列下に置く再編成の道は、同時に日本の資源不足を解消し、世界経済の中で、とりわけアメリカ石油メジャーの世界戦略に支えられて発展する道でもあったといえるのである。

（三）中近東油田の開発とアメリカ石油メジャーの世界戦略

スタンヴァックの戦後再開は、すでに戦前の日本での石油事業と大きく異なり、中近東の原油を輸入する新しい世界石油業の発達を前提にし、アメリカ石油メジャーも戦前の産油地精製主義から戦後の消費地精製主義へ転換を余儀なくされるのである。すなわち、スタンヴァックは、輸入原油主義と消費地精製主義を媒介するものとして東亜燃料工業の精製能力を活用することに戦後復興の手懸りにしようとするのであり、とりわけ中近東のサウジアラビア、バーレーン原油の輸入を次のように強調するのである。

「スタンヴァックの一方の親会社、ソコニー・ヴァキュームの戦後の経営戦略の中核は、海外原油の獲得であった。カリフォルニア・スタンダードとテキサコは、第二次大戦前にバーレーンとサウジアラビアの油田利権を支配しており、アメリカ系メジャーのなかでは一步先んじていた。出遅れたのはソコニー・ヴァキュームと、スタンヴァックのもう一方の親会社、ニュージャージー・スタンダードであった。

ソコニー・ヴァキュームは、一九四八（昭和二三）年十二月、サウジアラビアのアラムコに資本参加して一〇%の利権を獲得した。ついでアングロ・ペトロリウム（ブリティッシュ・ペトロリウム）と長期契約を結び、イランとクウェートから原油を購入することになった。」

（『100年のありがとうーモービル石油の歴史』205頁より引用）

第二次世界大戦前後において中近東の石油利権はイギリスからアメリカ石油メジャーへ移り、アメリカを覇権国家＝帝国へ押し上げる原動力となるのである。その中心となったのがロックフェラー系のスタンダード・グループであり、スタンヴァックの親会社であるニュージャージー・スタンダードとカルテックスの親会社であるカリフォルニア・スタンダードとテキサス社とである。ニュージャージー・スタンダードは赤線協定を守るイラク石油会社の株式23パーセントを有する。他方、カリフォルニア・スタンダードとテキサス社はこの赤線協定に縛られずに1933年サウジアラビア、1929年バーレーンでの油田探索とその開発を行い、1933年アラムコ社（Arabian American Standard Oil, Aramco）を設立し、共同石油事業を行うのである。しかし、テキサス社は利権を1937年に売却し、残ったカリフォルニア・スタンダードがアラムコ社をアメリカ石油

メジャー、特にスタンダード系に門戸開放する。したがって、カリフォルニア・スタンダードがテキサス社との合弁子会社としてカルテックスを設立した最大の理由はアラムコ社のサウジアラビアとバーレーンの中近東石油をスエズ運河以東で販売する子会社として設立することにあったのである。こうした中近東の油田がアメリカ石油メジャーの支配するところとなったが、この中近東支配は戦後の世界を消費地精製主義に変えることになる。この戦後の石油業の変化は、(1)アメリカを石油輸出国から輸入国へ変え、(2)マーシャルプラン及び日本の復興プランの中心に輸入原油に基づく消費地精製主義を位置づけることとなるが、この点について次のように述べられる。

「第二次世界大戦後、世界の石油貿易にふたつの大きな変化が起きた。

ひとつは、石油輸出国であったアメリカが石油輸入国に転じたことである。アメリカは世界最大の産油国として、また石油輸出国として世界の石油市場を支配してきた。ところが一九四八（昭和二三）年を境として石油輸入国に転じた。膨大な国内需要の増加が、石油輸入国に転じた原因であった。

アメリカに代わって新しい供給源として登場したのが、中東とアフリカである。そして、西ヨーロッパやアメリカなどで増大する石油需要は、これらの地域における原油の増産によってまかなわれるようになる。

世界の石油の流れは、それまでの西半球中心から東半球中心の流れへと変わっていった。

もうひとつの変化は西ヨーロッパで始まった。主要石油消費国における消費地精製方式の採用である。ヨーロッパは長く続いた第二次大戦で、石炭産業が大きな打撃を受けた。そのため戦後復興には大量の石油が必要となったのである。

中東石油の大規模な生産とマーシャル・プラン（アメリカの国務長官G・C・マーシャルが立案し一九四八年から実施された欧州経済復興援助計画）に支えられて、中東からヨーロッパへの大型タンカーによる輸入が拡大した。

消費地精製方式には、製品で輸入するよりも原油で輸入するほうが経済的に有利であり、外貨の節約になるという利点があった。いきおい、世界の石油貿易は、それまでの製品貿易中心から原油貿易中心へと移行していったのである。」

（『100年のありがとうーモービル石油の歴史』204-205頁より引用）

かくて、第二次世界大戦後の世界経済は、石炭に代る石油によって復興される石油革命を展望するのである。このため、アメリカ石油メジャーは、マーシャル・プラン及び日本の復興プランの中心に石油供給の安定と低価格を設定するのである。すなわち、石油による戦後の復興及び自立経済を速成することは、(1)アメリカにとってアメリカ国民の援助負担、つまり税負担の軽減となり、(2)援助で再建されるヨーロッパ、日本でのドル外貨の不足を解消し、(3)中近東の君主制に対して即席的石油収入増大で政治安定化に寄与するゆえに、これまでの産油地精製主義から消費

表 12—産油地精製主義と消費地精製主義の比較

原油生産地立地型製油所の経済的誘因	市場立地型製油所の経済的誘因
1. 製油所自家燃料と精製ロスに相当する分の原油輸送費を節約できる 2. 一つの製油所から多数の異なる市場に供給できるから、特定市場の製品需要パターンにあまり拘束されない 3. 上述の理由で、より大型の製油所の建設が可能となり、処理量単位当りの経費を安くできる。市場立地型製油所の供給範囲がそれを中心にはぼ円型になるのに対して、原油生産地立地型ではより広い地域に対し放射線状に供給対象が広がる 4. 一つの製油所からそれぞれの市場の製品需要パターンに合わせて供給すれば、交錯輸送を避けられる。対象となる市場の数が多いほど製品需要パターンの特性がならされて平均化する可能性が大きい 5. 原油生産地型あるいは中間型製油所* が建設される国家からみれば、製品輸出によって原油輸出によるよりも総合的に大きな収益が得られる。ただし、これには金利や償却費を含む製油コストを十分カバーできるだけの製油マージンが得られることが前提となる（右項の 8. を参照）	1. 製品より原油のほうが輸送費が安い。通常、原油のための「ダーティタンカー」の運賃は製品のための「クリーンタンカー」の運賃より安い。また原油にはより大型で輸送単価の安いタンカーが使える。ほとんどの原油はパイプラインで運べるが、残渣重油の輸送にパイプラインは使えない 2. それぞれの地域の製品需要パターン（品質を含む）に密接に適合するような製油装置が使える。これによって建設費と操業費を節約できる 3. 物理的性状のため（たとえばガス状のもの）や量が少なすぎるために長距離輸送が困難な製品の市場が手近に得られる（石油化学原料もこれに含まれる） 4. 複数の供給地からの原油を処理できる。これによって政治的・経済的な自由度と供給の安全性が増す 5. 製油所を主要貯油基地として使えるから、それと別に大型の海岸基地を設けなくてすむ 6. 熟練技術者の手当てが容易であることを含めて、工業国のほうが製油所の建設費や維持費が安い 7. 製油と販売の経営管理を密着させられる 8. 消費国にとっては、製品輸入よりも原油輸入のほうが、外貨支出が少なくてすむ。ただし、輸出国からの製品輸出価格が、総合的にみて消費国における原油入手価格と製油コストの和を上回る場合に限る（左項の 5. を参照）

（注）* 原油生産地と消費地の中間に立地する製油所（たとえばシンガポールの製油所など）、消費地に立地しても製品輸出の比率の高い製油所（たとえばオランダ、ベルギー、イタリア、イギリスの一部製油所）を指す。

出典 P. H. Frankel and W. L. Newton, *Current Economic Trends in Location and Size of Refineries in Europe*, 1959
（『日本石油百年史』483 頁より引用）

地精製主義への転換と石油革命の推進を同時併存的に推進することとなる。したがって、戦後復興は消費地精製主義のメリットを生かすことを、表－12 産油地精製主義と消費地精製主義の比較で求められるのである。

この表 12 での産油地精製主義と消費地精製主義とを比較してみると、その選択の決め手になる

表13-石油精製能力の推移(単位:千バレル/日)

地 域 名	(1)原油生産地立地型			(2)中間型			(3)市場立地型			合 計		
	1939年 (昭和14年)	1951 (昭和26年)	1958 (昭和33年)	1939	1951	1958	1939	1951	1958	1939	1951	1958
ヨーロッパ	—	—	—	—	279	668	367	1,112	2,614	367	1,391	3,282
アフリカ	—	—	—	—	—	20	14	68	152	14	68	172
中 東	340	867	1,031	—	—	60	7	71	151	347	938	1,242
極 東	156	205	293	—	—	—	42	96	663	198	301	956
オーストラリア	—	—	—	—	—	20	4	21	186	4	21	206
カリブ海地域	806	1,061	1,583	—	—	—	—	236	404	806	1,297	1,987
南アメリカ	—	—	—	—	—	—	129	272	543	129	272	543
合 計	1,302	2,133	2,907	—	279	768	563	1,876	4,713	1,865	4,288	8,388
構成比 (%)	69.8	49.7	34.6	—	6.5	9.2	30.2	43.8	56.2	100.0	100.0	100.0

出典 P. H. Frankel and W. L. Newton, ibid.

(『日本石油百年史』484頁より作製)

のは、(1)ドル節約の効果、(2)復興の短期速成、(3)石油エネルギーの波及効果＝経済効果等の3点に求められ、特に、(1)と(2)の理由によるのである。すなわち、マーシャル・プランと日本の復興は消費地精製主義のメリットによって推進され、表13 世界経済の発展パターン比較に示される。

この表13に依れば、戦後の石油精製は、(1)原産地精製、(2)中間型(中継基地)及び、(3)消費地精製の3つのパターンに分類される。戦前の主要精製パターンは1939年時点で比較すると、(1)原産地精製の130万バレル/日、(2)消費地精製の56万バレル/日で、(1)が3倍の割合の大きさで、圧倒的な精製パターンとなっている。しかし、戦後の1958年を比べてみると、1位は消費地精製の471万バレル/日で、1939年と比較し、8倍強の高い伸び率であるが、他方、2位の産油地精製は、290万バレル/日で、1939年比較の2倍強の低い伸びであり、両者の立場が戦後を境にして逆転していることが窺える。さらに、極東における石油精製は、1939年で産油地精製が15万バレル/日で、消費地精製の4万バレル/日の4倍となり、圧倒的に産油地精製であった。しかし、1958年で逆に、消費地精製は66万バレル/日で、産油地精製の29万バレル/日の2.3倍となり、中心的な精製パターンとなっている。表-13のヨーロッパを見てみると、産油地精製のデータが戦前の場合不明であるが、戦後をみると、消費地精製は、1939年の36万バレル/日に対し、1951年で261万バレル/日と7倍強の伸び率である。極東の場合、消費地精製は、1939年の4万バレル/日で、1958年の66万バレル/日と1939年対比の17倍弱の伸びであり、ヨーロッパを上回る急増ぶりである。

表13に示されるこうしたヨーロッパと日本の復興が石油革命を背景にして推進され、アメリカ石油メジャーの世界戦略によってサポートされることは、極東及びヨーロッパの復興を短期速成することとなり、さらに石油メジャーの原油カルテル価格体制を経済法則として確立し、石油を世界商品として一物一価の法則で包うこととなる。

（四）戦後復興と石油革命

出光佐三は、アメリカ石油メジャーの石油を世界商品として位置づけ、その一物一価のカルテル価格の支配する消費地精製主義に対して純粹な大地域小売制を商業資本の卸売業者として川下から川上への垂直的系列的流通機構を築き、外油側の支配する石油市場に価格競争と市場シェアの拡大を経営戦略にして挑戦し、対抗を強めるのである。というのは、外油側三社、つまり、スタンヴァック（モービル）、ライジングサン（シェル）、カルテックスは日本の石油会社の精製能力を利用してその石油製品を系列的な販売代理店制に供給して市場シェアの維持と拡大を計るが、戦前の代理店の再建を前提にすることから、弱い代理店網しか組織できなく、石油価格の維持を困難とされるからである。

石油配給公団が解散され、民間の卸売業者 12 社は国内の石油市場の生産割当、或いは販売割当を受けて石油製品の販売を行うが、昭和 24 年での販売割当を外油側 72 パーセントと国内石油会社 28 パーセントと次のように割当が決定されるのであった。

「石油の卸売業者として一九四九（昭和二四）年四月一日、政府に登録されたのは外国石油がスタンヴァック、シェル、カルテックスの三社、国内石油が日本石油、三菱石油、昭和石油、日本鉱業、出光興産、ゼネラル物産、日本漁網船具の七社の計一〇社であった。その後八月に丸善石油、大協石油が登録され卸売業者は一二社となった。

卸売業者の系列に入って、直接配給販売にあたる業者も政府の登録を必要としたが、卸売業者の推薦があれば、まず無条件で認められた。元売各社は販売実績を伸ばすために、競って代理店を起用した。販売割当には、販売実績が反映されることになっていたからである。

石油製品の供給源は、国産原油の精製品と政府によるガリオア（アメリカ政府の占領地救済資金）輸入品だった。国産品は日本石油、昭和石油、日本鉱業にそれぞれの原油生産量にもとづいて割り当てられた。

また、当時最大の関心事であった輸入品については、配給販売の民営化後初の四月分割当で、戦前の実績と GHQ の意向が考慮され、外国石油会社七二％、国内石油会社二八％とそれぞれ決定された。

会社ごとの割当量はスタンヴァック、シェル、カルテックス（日本石油に販売を委託）が各二四％、出光興産六・一二％、昭和石油四・六一％、三菱石油、ゼネラル物産各四・二九％、日本石油三・一八％、日本漁網船具二・六五％、日本鉱業一・八四％、その他一・〇二％とした。ちなみに、この四月から十月までの輸入量は一三六万九〇〇〇キロリットルであった。」

（『100 年のありがとうーモービル石油の歴史』 207-208 頁より引用）

この資料から解るように、GHQ は昭和 24 年 4 月 1 日に卸売業者 12 社を登録し、国内原油の精製品とガリオア輸入製品の販売割当をこれら卸売業者に対して行うのである。会社ごとにその販

売割当率は相違するが、(1)スタンヴァックの24パーセント、(2)シェルの24パーセント、(3)カルテックスの24パーセント、(4)出光興産の6.12パーセント、(5)昭和石油の4.61パーセント、(6)三菱石油の4.29パーセント、(7)ゼネラル物産の4.29パーセント、(8)日本石油の3.18パーセント、(9)日本漁網船具の2.65パーセント、(10)日本鉱業の1.84パーセント、(11)その他1.02パーセントの順位である。国内販売の割当を特徴づけているのは、(1)外油側と国内石油会社側との間の大きな隔りと不均衡さであり、このため市場シェアの拡大と競争は国内石油会社側が絶えず外油側の市場を侵害し、奪い取る過当競争の原因を市場制度の中にビルト・インするのであり、(2)国内石油会社側の販売割当の少さであり、とりわけトップに出光興産の6.12パーセントと高く、それに対する日本石油(株)の3.18パーセントの低さである。出光佐三がGHQと石油顧問団に意志疎通と風通しの良さを強調しているが、ここでもスタンヴァックのH. W. ダニエルズの援助を受けていることが窺えるが、このことは国内石油会社対出光興産の対立構図を作り出す遠因になると考えられる。

結び 石炭から石油へのエネルギー革命の転換

アメリカ石油メジャーがGHQの石油政策、とりわけ石油顧問団の石油革命構想を国内石油会

表14－戦後原油の輸入量推移 (単位：1,000 kℓ)

年次 地域		25	30	31	32	33	34	35	36
中東	サウジ・アラビア	583	4,567	5,554	6,054	6,106	5,881	5,608	7,331
	クエート(1)	122	632	1,464	3,076	4,180	6,740	11,807	13,293
	中立地帯	—	364	724	748	525	1,160	1,859	3,015
	カタール	—	160	67	377	350	58	86	263
	イラン	—	435	621	790	911	1,225	1,127	2,364
	イラク	—	272	626	1,281	1,715	2,964	4,389	3,579
	アブ・ダビ	—	—	—	—	—	—	—	—
小計	小計	705	6,429	9,056	12,325	13,787	18,028	24,876	29,845
極東	英領ボルネオ	155	924	1,153	1,206	1,223	1,025	1,292	754
	インドネシア(2)	62	1,102	1,049	1,067	1,070	2,210	3,655	4,574
	小計	217	2,026	2,202	2,273	2,293	3,235	4,947	5,328
北米	アメリカ	619	99	145	171	183	245	137	78
	カナダ	—	—	35	15	—	—	—	—
	小計	619	99	180	186	183	245	137	78
南米	ベネズエラ	—	—	—	49	15	16	—	16
	ペルー	—	—	—	—	21	—	—	—
	小計	—	—	—	49	36	16	—	16
その他	ソ連	—	—	—	—	13	97	1,239	2,395
	その他	87	—	—	—	—	—	—	—
	合計	1,628	8,553	11,438	14,833	16,312	21,621	31,199	37,662

(注) (1) 35～37年はイラン原油との混合を含む。35年はアラビア原油との混合を含む。(2) 西ニューギニア原油を含む。

出所 『石油統計年報』, 同『月報』。

(『日本石油産業発達史』付録Ⅱ－8より作製)

社への資本参加でビルト・インするや、日本の復興は、中近東の原油を第一次エネルギー源として大量に注ぎ込まれることで速成されることになり、石炭に替る第一次エネルギー供給の座を確立するエネルギー革命をなし遂げるのである。太平洋岸製油所が外油側の供給する中近東原油で再開されるが、その中心となったのは、アメリカ石油メジャーの支配するアラムコ社からの原油輸入である。このことは前頁の表 14－戦後原油の輸入量推移に示される。

この表 14 によれば、中近東のうち、サウジアラビアの原油は、昭和 25 年の 58 万 kℓから 36 年に 733 万 kℓへ、実に 13 倍弱の伸び率で推移する。さらに、全体の原油輸入量は、25 年の 162 万 kℓから 3,766 万 kℓへ、つまり、23 倍の激増である。この全体の原油輸入量に占める中東原油の割合は、25 年の 43 パーセントから 36 年の 79 パーセントへ大幅な上昇を示し、ほぼ 80 パーセントを中東原油に負うほどになる。

これら石油は、第一次エネルギー源として消費する産業について、とりわけ C 重油を見てみると、次頁の表 15－産業別 C 重油販売量の推移となる。

この表 15 で昭和 36 年の C 重油産業別販売量での上位 5 大部門を順位づけると、1 位は電力業の 619 万 kℓ、2 位は鉄鋼の 216 万 kℓ、3 位はセメントの 80 万 kℓ、4 位はパルプ、紙の 77 万 kℓ、そして 5 位はガラス工業の 67 万 kℓの順である。これら上位 5 部門は、C 重油販売量の合計 989 万 kℓで C 重油全体の 1,414 万 kℓのうちの 70 パーセントを占めている。つまり、石油はこれら C 重油消費 5 大部門で従来の石炭を駆逐し、脱石炭として使用され、石炭代替の第一次エネルギーとなり、石油革命の普及とその深さを顕現化させているのである。

C 重油は、石炭との競争で(1)液体エネルギーのメリットを生かし、(2)高炭価に対する低価格で優位性を打ちたて、石炭を市場から駆逐するのである。復興及び自立がアメリカの援助で短期速成に達成されたのは、アメリカ石油メジャーによる中近東の原油を大量に、しかも安価に供給されることに由るのであり、重油の低価格で石炭に替る石油革命を戦後に新しく育む原因となるのである。

これまで述べたように、我が国のエネルギー革命は石炭から石油への転換として行われるが、これまでこの歴史的転換のプロセスについて十分なメスを入れられず、経営史及び経済史の分野で真空地帯をなしていたということが言える。したがって、ここで実証分析したことについて、とりわけエネルギー革命の歴史的意義について以下の 3 点に要約する。

第 1 は、戦前と戦後とはエネルギー革命が全く相違している点である。すなわち、(イ)戦前のエネルギー革命は明治維新から昭和 36 年頃まで石炭革命として表われ、九州と北海道の炭田の国内資源に立脚した強靱な自立的資本主義を展開する推進力となるのである。(ロ)石油はエネルギー革命を担い始めるが、それは昭和初期においてディーゼルエンジンの一般化する商船及び戦艦の分野で燃料としての石炭を駆逐し、さらにディーゼル自動車（バス、トラック）で軽油（ディーゼル）を、又、ディーゼル戦車でディーゼルを使用し始めるのである。また、戦前の石油は原産地精製主義を中心にするところから輸入石油で市場の大部分を占められ、外油 3 社（シェル・カル

表15－産業別C重油販売量の推移 (単位：kℓ)

年 別		重油合計			C 重油		
産 業 名		34 年	35 年	36 年	34 年	35 年	36 年
合 計		11,001,427	16,495,188	22,060,912	5,106,669	9,525,566	14,143,299
農 業		43,184	51,650	74,163	939	1,089	2,667
林 業		11,851	14,448	23,335	3,967	2,865	4,523
漁 業		1,445,086	1,550,043	1,591,233	20,665	22,781	34,822
水産養殖業		68,735	59,389	93,865	8,617	3,029	28,578
鉱 業		73,527	105,343	156,039	10,075	17,953	19,502
建設業		6,336,927	8,769,797	11,308,715	3,550,810	5,311,985	7,349,461
製 造 業		483,654	640,032	788,085	221,671	289,487	353,861
食 料 品		579,246	717,773	872,454	340,295	479,272	634,763
繊維工業		462,353	638,511	883,800	357,992	541,392	777,495
パ ル プ、紙		286,395	374,132	420,422	183,626	278,174	335,428
化学工業		37,420	180,691	422,919	24,524	141,008	377,657
化学肥料		451,409	723,885	966,034	223,104	450,287	678,297
化学繊維		484,128	682,008	780,515	238,712	426,966	545,340
その他		303,776	548,459	843,783	272,891	508,503	803,877
土石製品		254,670	347,168	428,842	32,976	33,406	46,271
窯業・陶磁器		167,287	209,635	265,421	54,485	63,877	107,958
窯業・陶磁器		1,842,321	2,380,689	2,881,605	1,419,912	1,788,839	2,162,504
鉄鋼業		248,581	380,358	415,090	43,143	111,852	152,330
非鉄金属		184,689	204,173	300,842	43,684	33,195	78,430
金属製品		328,594	434,501	594,643	47,175	70,425	127,944
機械		222,404	307,782	444,260	46,620	95,302	167,306
電気機械器具		1,082,021	1,393,138	1,625,747	158,229	248,037	278,523
輸送用機械器具		117,209	167,118	161,165	16,750	47,181	61,015
その他		8,236	3,207	4,246	4,122	—	354
運輸通信業		18,490	8,319	8,401	1,317	71	504
国有鉄道業		22,446	21,251	22,709	4,333	6,116	6,369
民、公営鉄道業		885,279	1,126,429	1,385,315	125,537	166,553	202,252
道路旅客運送業		5,147	5,141	2,669	2,359	253	48
道路貨物運送業		25,214	61,673	41,242	3,811	27,863	7,981
水 運 業		1,429,527	3,970,532	6,276,150	1,297,020	3,834,962	6,193,907
航空運輸業		1,262,754	3,754,926	6,186,161	1,239,090	3,728,122	6,152,744
その他		158,380	212,776	89,297	50,044	106,011	41,163
電気ガス水道業		8,393	2,830	692	7,886	829	—
電 気		182,532	158,903	192,995	10,485	10,009	18,405
ガス		130,103	100,878	116,614	5,826	3,445	9,925
水道		52,429	58,025	76,381	4,659	6,564	8,480
計 画		328,037	421,945	718,670	45,862	72,856	212,911
防 衛							
公 務							
海上保安庁							
その他							
その他							

出所『石油統計年報』。

(『日本石油産業発達史』付録II-17より作成)

テックス、スタンヴァック)に寡占化されるのである。

第2は、戦後のエネルギー革命は石油革命として展開され、現在に至っている点である。すなわち、世界のエネルギー革命は中近東の油田の開発によって戦前の原産地精製主義から消費地精

製主義への転換によって、石油革命を一般化するのである。この世界的転換を推進し、その主役を担ったのはスタンダード系を頂点にするアメリカ石油メジャーであり、中近東の原油を世界市場に販売する成長戦略を掲げて登場する。アメリカ石油メジャーはマーシャル・プラン及び日本の復興に中近東の原油を安定供給することで EC と日本の石油市場を支配し、国際カルテル体制を確立するのに成功する。したがって、日本の石油産業はアメリカ石油メジャーの系列に組み入れられ、中近東の原油を精製する消費地精製主義を中心にして編成されるのである。

第 3 は、日本の石油市場と石油産業が昭和 37 年の石油業法によって日本的協働的秩序市場（カルテル市場）の確立でエネルギー革命の本格的展開を遂げ、高度経済成長の第一次エネルギーとして石油の安定供給を達成した点である。この石油業法の制定を巡って外油側石油会社と出光興産が石油市場の競争を巡って熾烈な闘いを繰り広げ、石油恐慌を生みだすほどになるが、この結果、出光佐三は徳山製油所の建設でこれまでの純卸売業者から精製卸売業者へ移行し、さらに商業資本から産業資本への転換を図り、ここに日本石油㈱及び外油側 3 社と肩を並べる日本型石油メジャーの一角を占めるのである。と同時に、出光佐三は夢であった大地域小売制を完成し、「恩」に基づく日本的経営を確立する破壊と独創的な企業者としての歴史的役割を果たすのである。異端の経営者と呼ばれる出光佐三は石油産業の将来を展望し、石油が原子力に取ってかわられる電力革命の到来を 21 世紀に託そうとするのである。